

西東京市図書館計画

(令和 6 年度～令和 10 年度)

(素案)

令和 6 年 月
西東京市教育委員会

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2

第2章 前図書館計画における取組について

1 「基本方針1 資料の収集と保存の充実」の取組	3
2 「基本方針2 すべての市民に活用されるために」の取組	3
3 「基本方針3 西東京市の文化・歴史を次世代に継承する」の取組	4
4 「基本方針4 未来を担う子どもの読書活動の支援」の取組	4
5 「基本方針5 地域、行政と連携した図書館サービスの向上」の取組	5
6 「基本方針6 効率的・効果的な運営体制の構築」の取組	5

第3章 利用登録・アンケートにおける現状について

1 利用登録等における現状と課題	6
2 利用者アンケートにおける図書館への評価と新たな課題	8

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	15
2 基本方針	15
3 計画の体系	15
4 計画の体系図	16

第5章 基本方針に基づく施策の方向性

基本方針1 資料の収集と保存を充実するために	18
基本方針2 すべての市民に活用されるために	20
基本方針3 西東京市の文化・歴史を次世代に継承するために	23
基本方針4 未来を担う子どもの読書活動を支援するために	25
基本方針5 地域との協働、行政との連携を構築・向上するために	28
基本方針6 図書館サービスの基盤を維持するために	30

第6章 西東京市図書館の図書館構想について

1 西東京市民と図書館	32
2 西東京市図書館の現状と課題	32
3 西東京市図書館構想	35

資料編

・西東京市図書館資料収集基準	41
・西東京市図書館計画策定懇会設置要綱	43
・西東京市図書館計画策定懇談会委員名簿	44
・西東京市図書館計画策定懇談会会議開催状況	45
・私たちの望む西東京市の図書館	46
・西東京市図書館のあゆみ	52
・図書館利用に関するアンケート自由意見	54
・図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）抜粋（第二 公立図書館）	57

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

(1) 計画の背景

国全体として少子高齢化社会が進み、国の総人口は、減少傾向に転じています。西東京市においては、平成 29（2017）年度に人口が 20 万人を超える、人口増加を続けていますが、今後緩やかに人口減少に転じることが予測されています。（「西東京市人口推計調査報告書」令和 4（2022）年 11 月）

令和 2 年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行によって、社会経済活動や日常生活が大きく制約されるなか、新しい生活様式が求められ、その後「アフターコロナ」として、人々のライフスタイルに少なからず影響を与えてきました。自治体のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進の取り組みとともに、学校教育においては、国の G I G A スクール構想による児童・生徒に一人 1 台のタブレット端末の整備が一気に進み、西東京市内では全児童・生徒に貸与されました。

さらに、インターネット上で人工知能（A I）を用いた自然な文章を生成するプログラム（C h a t G P T）が令和 4（2022）年 11 月に公開され、急速に普及してきており、幅広い分野で活用されるようになっています。

国の法整備においては、令和元（2019）年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」という）が成立したことにより、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようになるため、様々な障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできる社会を目指すこととなりました。

(2) 計画の目的

西東京市図書館は、継続的に安定した運営を行うために、平成 30（2018）年度に「西東京市図書館計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）」（以下、「前図書館計画」という）を策定し、様々な事業を進めてきました。

市民が利用しやすい図書館を目指して、中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事や開館時間の拡大を行いました。さらに、「西東京市図書館／西東京市デジタルアーカイブ」の構築、西東京市子ども電子図書館の導入などに取り組みました。

また、第 3 次西東京市総合計画（以下、「総合計画」という）が令和 5（2023）年度に策定されることから、「総合計画」の基本理念を踏まえながら、西東京市教育計画（令和 6～10 年度）（以下、「教育計画」という）の教育目標、基本方針に基づく施策として取り組む事業に図書館として役割を果たす必要があります。

令和 5（2023）年度に「前図書館計画」が終了となることから、少子高齢社会、高度情報通信ネットワーク社会など、図書館を取り巻く環境の変化を踏まえ、市民の期待や要望に的確に応え、地域の情報などを含め蓄積された知の拠点として、今後 5 年間の図書館として取り組むべき事業を示すため、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までを計画期間とする「西東京市図書館計画」（以下、「本計画」という）を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「総合計画」、「教育計画」、その他関連する計画を踏まえ、中長期的な視野に立った望ましい図書館のあり方を含めて、これから図書館活動を推進するための計画として位置づけます。

西東京市図書館計画（平成31（2019）年度～2023年度）の位置づけ

H21 年度 (2009)	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R01 年度 (2019)	R02 年度 (2020)	R03 年度 (2021)	R04 年度 (2022)	R05 年度 (2023)
第2次総合計画 (基本構想・基本計画)														
第2次総合計画 後期基本計画														
教育計画														
図書館基本計画・展望計画														
前図書館計画														
子ども読書活動推進計画														

西東京市図書館計画（令和6（2024）年度～令和10年度）の位置づけ

R06 年度 (2024)	R07 年度 (2025)	R08 年度 (2026)	R09 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)	R14 年度 (2032)	R15 年度 (2033)	R16 年度 (2034)	R17 年度 (2035)	R18 年度 (2036)	R19 年度 (2037)	R20 年度 (2038)					
第3次総合計画 (基本構想・基本計画)										第4次総合計画 (基本構想・基本計画)									
第3次総合計画 後期基本計画																			
教育計画																			
図書館計画																			
次期図書館計画																			
次々期図書館計画																			
子ども読書活動推進計画																			

3 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

第2章 前図書館計画における取組について

西東京市図書館では、前図書館計画に基づく事務事業として、年度ごとに西東京市図書館事業計画による様々な事業を実施しています。取り組んだ結果は、図書館協議会で事業評価を受けて、翌年度の事務事業が改善するよう取り組んできました。

本章では、前図書館計画の平成31（2019）年度から令和5年（2023）度までの期間で取り組んだ、前図書館計画の基本方針1から基本方針6までに沿った施策の方向性に基づく取組の達成事項を総括した結果を示し、本計画の「第5章 基本方針に基づく施策の方向性」に基づく取組に活かします。

1 「基本方針1 資料の収集と保存の充実」の取組

◆利用者にとって魅力ある書架づくりを進めるため、法律情報、健康・医療情報等のコーナーの整備と資料の充実を図りました。また、市の平和事業の一環として、ひばりが丘図書館の原爆小文庫をリニューアルしました。

◆一般向けや児童向けの大活字本購入と、各館で所蔵する大活字本を入れ替えたことで、蔵書の充実を図りました。

◆デイジー図書※と点字図書の収集を進めたことで、視覚等に障害のある方への提供が増えました。

※デイジー図書：視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格。デイジーとは、DAISY：Digital Accessible Information Systemの略として用いられる。主にCD-ROMなどの記録媒体に音声データを保存して、提供している。

◆児童図書の保存館である谷戸図書館と芝久保図書館の書庫を、今後も資料保存が円滑に進められるよう整理しました。

◆令和4（2022）年7月から、中央図書館のレファレンスコーナーの一角に、各種商業オンラインデータベース等を集約した専用席を設置したことで、利用者自身が必要な情報を入手できるようにしました。

◆電子書籍を導入している都内自治体への実態調査等を行い、実施に向けた取り組み材料、情報等を集め、令和5（2023）年7月から「西東京市子ども電子図書館サービス」を開始しました。

◆図書館で所蔵しているマルチメディアデイジー図書※の書名が分かるように目録を作成し、市内所蔵資料を充実させるとともに、館内巡回展示や、まちなか先生内での紹介により、広く周知し、活用につなげるきっかけづくりに取り組みました。

※マルチメディアデイジー図書：音声データに文字と画像を同期して再生・表示できるようにしたデジタル録音図書。主にCD-ROMなどの記録媒体に音声データを保存して、提供している。

2 「基本方針2 すべての市民に活用されるために」の取組

◆宅配サービスの充実の取組として、図書館ホームページ、館内ポスター・チラシ、社会福祉協議会だより、はなバスの車内広告などの広報媒体を活用したことで、宅配を希望する市民と宅配協力員が増え、宅配回数も増加しました。

◆多文化理解のためのサービスとして、多言語・多文化に興味が湧くような講座・展示等の企画、実施や、多言語による読み聞かせに加えて、手遊びや工作などを含めたおはなし会を実施しました。

◆図書館ホームページに多文化コーナー、やさしい日本語コーナーを開設し、やさしい日本語で中央図書館を紹介する動画を公開する等、外国人が利用しやすい環境づくりに取り組みました。

◆令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として、図書館資料を安心して利用できるよう、全館に書籍除菌機を設置しました。

- ◆市民の利用環境向上を図るため、令和4（2022）年10月から半年間、中央図書館にて開館時間を1時間早めた試行を実施し検証したうえで、令和5（2023）年度から本実施としました。
- ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により図書館利用に制限が生じた際、図書館ホームページにて電子書籍サイトの案内やコロナ関連情報の発信、「本束」（お薦めの本のセット貸）を企画することで、利用者への資料と情報の提供に努めました。
- ◆学習機会を提供するための講演会・講座として、法律情報や健康・医療情報、情報リテラシー等、テーマ別で企画したものや、市内に関するテーマや在住者の講演会、市内団体との共催による講演会、データベースを活用した講座等を、積極的に開催しました。
- ◆令和5年度に小学5・6年生を対象とした「第1回西東京市図書館を使った調べる学習コンクール」を開催しました。
- ◆国立国会図書館レファレンス協同データベースを用いて、レファレンス記録情報を登録、公開することで、自市及び全国の公共図書館でレファレンス事例の共有化を図ることができました。
- ◆国立国会図書館障害者等用データに登録・利用可能とした自館作製デイジー図書について、令和元年度から令和4年度まで合計305タイトルを情報提供することで、全国の公共図書館等において資料の活用につながりました。
- ◆各種サービスコンテンツの充実としてシニアコーナーのリニューアル、原爆小文庫の掲載ページを設置するほか、図書館事業やイベント情報と報告の情報発信など、図書館ホームページによる周知に取り組みました。
- ◆図書館事業やイベント情報、広報物等を広く周知するため、市その他部署、市内にある学校・大学、NPO団体、商工団体、市民団体等と連携・協力を図るとともに、対象者に応じて各種媒体（図書館ホームページ、市のSNS、行政広報誌、各種団体、地元メディア（ひばりタイムス、FM西東京、タウン通信等）、マスメディア等）を使い分けて情報を発信しました。

3 「基本方針3 西東京市の文化・歴史を次世代に継承する」の取組

- ◆地域に関する資料や行政資料、縁（ゆかり）の人物に関する資料の積極的な収集を継続するとともに、令和3年度の中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事にて地域・行政資料室のレイアウト変更（以下、「地域・行政資料室リニューアル」）に伴う書架構成を見直し、提供につなげるための工夫に取り組みました。
- ◆縁（ゆかり）の人物に関する資料の活用を促すため、中央図書館の開架では専用コーナーに置く図書を入れ替えました。また、図書館ホームページの縁（ゆかり）コーナーに対象者とその詳細を隨時追記する掲載により情報発信にも努めました。
- ◆外部プラットフォームを活用して「西東京市図書館／西東京デジタルアーカイブ」を開設し、旧田無と旧保谷の市史、古地図や古文書、創作紙芝居の電子化資料を公開し、来館によらない閲覧が可能となり、資料の活用拡大に取り組みました。また、電子化した資料は、図書館ホームページ上での公開のほか、図書館内での閲覧、複製資料での提供などに努めました。

4 「基本方針4 未来を担う子どもの読書活動の支援」の取組

- ◆福袋のような「絵本のおたのしみ袋」や、小学生を対象にした「冬休みおすすめセット」を、実施しました。また、令和4（2022）年度に、図書館司書が推薦した図書の冊子「で・あ・い 2-小学生の本のリスト」、「道しるべ2-中学生の本のリスト」を発行し、冊子に掲載した本を展示するなど、読書のきっかけとなる取組みをしました。
- ◆コロナ禍においても、絵本と子育て事業の絵本配布を継続することで、乳幼児と保護者が自宅で絵本に触れてもらえるようにしました。令和5（2023）年度は、市内にある2カ所の保育園と2カ所の児童館を会場とし、対面での絵本と子育て事業を実施しました。

- ◆一日図書館員をはじめ、バックヤードを体験できるイベントなど、児童・生徒参加型行事を実施しました。
- ◆中学生の調べ学習を支援するため、「修学旅行（京都・奈良）」をテーマにパスファインダーを作成し、図書館ホームページ等に掲載したことで、いつでも活用できるようにしました。
※パスファインダー：テーマごとに資料、文献、情報や解説などを収集・蓄積したデータ集。
- ◆令和元（2019）年度から5（2023）年度まで、学校司書との連携として、各小中学校の授業で必要となる資料や、調べ学習等で使う資料について、学校図書館では対応できない部分の資料の収集・提供等の協力・支援を進めました。
- ◆市内団体や保護者、PTA、学校含む市行政部署からの司書の派遣による講座・講演依頼に対して、積極的に参加しました。

5 「基本方針5 地域、行政と連携した図書館サービスの向上」の取組

- ◆市民、団体とのネットワークづくりとして、令和3（2021）年度から4（2022）年度にかけて、子ども読書活動推進計画策定記念「目で見る西東京市子ども読書活動推進計画」パネル展を実施し、子どもの読書に関する活動を行っている団体のパネルを全館で巡回展示しました。
- ◆武蔵野大学との連携のうち、講師派遣については、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により中止となっていたが、令和3（2021）年度から再開し、同大学文学部日本文学文化学科の特別授業にて講義しました。
- ◆多摩六都図書館（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市）の広報活動担当者による連絡会において、共同で紙媒体の「多摩六都利用案内」を発行したほか、多摩六都図書館ホームページ「たまろくナビ」にもWEB情報として図書館案内を掲載することで、利用促進を図りました。
- ◆市の他部署と連携した事業を広報等により周知するとともに、その事業に関連する図書館資料の展示による相乗効果によって、貸出の増加につながりました。
- ◆図書館サービスを推進するため、おはなし会や音訳、宅配等の図書館サービスに携わる協力員・ボランティアの育成を計画的に行いました。

6 「基本方針6 効率的・効果的な運営体制の構築」の取組

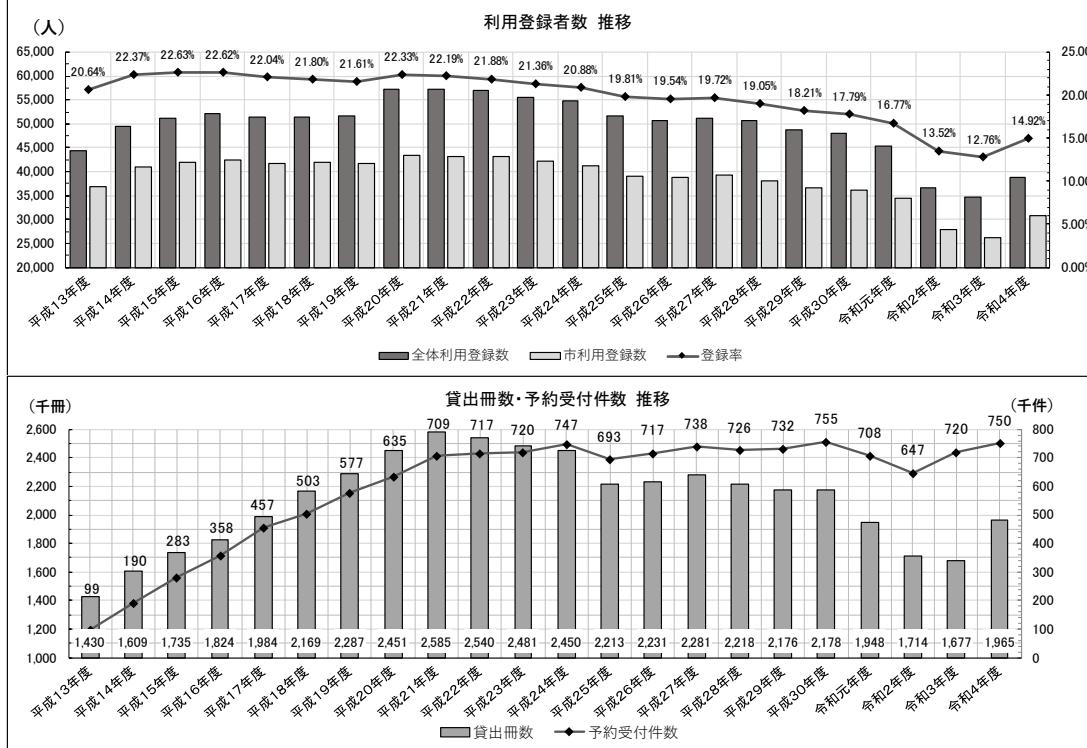
- ◆国立国会図書館や東京都立図書館等が主催する図書館職員として必要となる基礎研修や専門研修へ参加し、職員の資質・知識等の向上に努めました。また、研修内容を職員全体で把握できるように情報共有し、職員が知識等を得られる機会を設けました。
- ◆中央図書館に求められる機能の課題について、公共施設等総合管理計画の策定と整合性を取りながら、西東京市図書館構想における新中央館機能や在り方図書館協議会で協議し、令和4（2022）年度「私たちの望む西東京市の図書館」がまとめられました。
- ◆令和3（2021）年度、中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事により、構造躯体の耐震補強等による利用者の安全確保、空調設備更新、照明設備のLED化等省エネルギー型機器への更新、外壁改修等劣化個所の修繕・更新を図りました。また、利用者の利便性の向上のため、田無公民館1階学習コーナーの設置、トイレの洋式化、文庫書架、雑誌書架の更新、地域・行政資料室のリニューアルを実施しました。
- ◆危機管理対応として、図書館管理システムに係る情報セキュリティに関する研修を図書館内で職員全員を対象として実施するとともに、庁内システムに係る情報セキュリティに関する庁内研修を毎年度、担当職員、新任職員を対象として実施しました。

第3章 利用登録・アンケートにおける現状について

1 利用登録等における現状と課題

平成 13 (2001) 年に西東京市として誕生した以降、20%以上あった市民の登録率は、平成 25 (2013) 年度に 20%を下回り、年々低下する傾向にあったなか、令和元 (2019) 年度終わりからの新型コロナウイルス感染症拡大防止措置による対応があり、また、令和 2 (2020) 年度と令和 3 (2021) 年度は感染症対策を取りながらサービスに努めたものの、中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事に伴う休館のため、大幅に利用者が減少し、併せて登録率も大幅に低下しました。令和 4 (2022) 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響も少なくなるとともに、中央図書館が再開したことにより、登録率も若干回復傾向にあります。

年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
人口	179,126	183,308	185,513	187,674	189,688	191,921	193,016	194,066
全体利用登録数	44,332	49,536	51,201	52,044	51,488	51,511	51,680	57,280
市内利用登録数	36,967	41,010	41,988	42,460	41,805	41,848	41,714	43,339
登録率	20.64%	22.37%	22.63%	22.62%	22.04%	21.80%	21.61%	22.33%
年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
人口	194,908	197,652	197,729	197,447	197,676	198,357	199,297	200,098
全体利用登録数	57,333	57,101	55,507	54,752	51,608	50,593	51,073	50,579
市内利用登録数	43,241	43,247	42,229	41,236	39,154	38,762	39,306	38,109
登録率	22.19%	21.88%	21.36%	20.88%	19.81%	19.54%	19.72%	19.05%
年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度		
人口	201,292	203,222	205,653	206,067	205,726	205,943		
全体利用登録数	48,713	48,122	45,479	36,544	34,661	38,905		
市内利用登録数	36,657	36,155	34,496	27,861	26,243	30,735		
登録率	18.21%	17.79%	16.77%	13.52%	12.76%	14.92%		



次に、令和4年度末時点の利用登録者における世代別の状況については、次の表のとおりです。市内在住の利用登録者の年代別登録者数です。

世代	登録者数 (人)	人口 (人)	登録率	人口割合	登録者割合
乳幼児(0~6歳)	1,207	10,770	11.21%	5.23%	3.93%
小学生(7~12歳)	2,870	10,571	27.15%	5.13%	9.34%
中学生(13~15歳)	900	5,278	17.05%	2.56%	2.93%
ハイティーン(16~19歳)	988	7,285	13.56%	3.54%	3.21%
一般(20代)	2,284	22,590	10.11%	10.97%	7.43%
一般(30代)	3,525	24,127	14.61%	11.72%	11.47%
一般(40代)	5,295	30,314	17.47%	14.72%	17.23%
一般(50代)	4,849	32,525	14.91%	15.79%	15.78%
一般(60代)	3,640	23,023	15.81%	11.18%	11.84%
一般(70代)	3,618	21,353	16.94%	10.37%	11.77%
一般(80代以上)	1,551	18,107	8.57%	8.79%	5.05%
登録申込時生年月日未記載	8	—	—	—	—
合計	30,735	205,943	14.92%		

※人口は、令和5年3月31日現在

次に、令和4年度の利用登録者における西東京市内町別の登録状況については、次の表のとおりです。

町名	登録者数 (人)	人口 (人)	登録率	町名	登録者数 (人)	人口 (人)	登録率
田無町	1,934	13,985	13.83%	保谷町	1,925	12,419	15.50%
南町	2,182	12,680	17.21%	富士町	1,660	11,742	14.14%
西原町	847	6,878	12.31%	中町	999	7,496	13.33%
緑町	507	3,857	13.14%	東町	1,430	8,539	16.75%
谷戸町	2,706	14,049	19.26%	泉町	1,280	8,890	14.40%
北原町	625	4,217	14.82%	住吉町	1,259	7,204	17.48%
向台町	2,312	14,696	15.73%	ひばりが丘	1,434	10,433	13.74%
芝久保町	2,705	20,423	13.24%	ひばりが丘北	713	4,636	15.38%
新町	813	8,973	9.06%	栄町	738	4,373	16.88%
柳沢	1,714	11,183	15.33%	北町	921	5,970	15.43%
東伏見	592	5,017	11.80%	下保谷	1,439	8,283	17.37%
西東京市計				西東京市計	30,735	205,943	14.92%

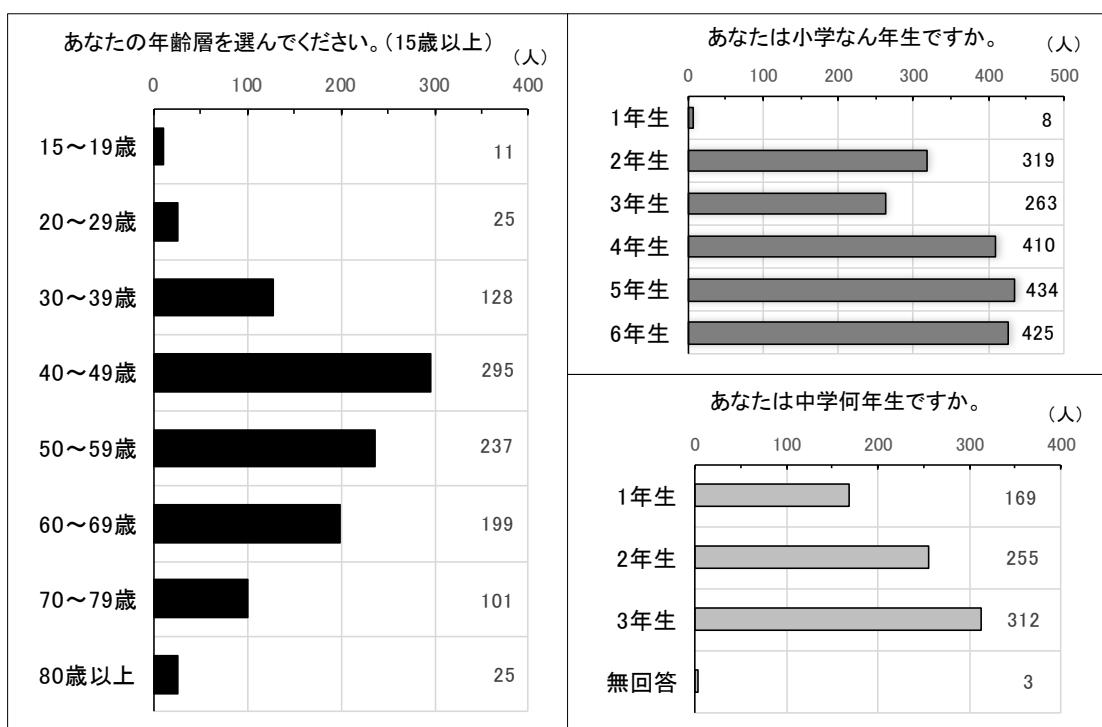
2 利用者アンケートにおける図書館への評価と新たな課題

本計画を策定するにあたり、図書館サービス等について、図書館利用の有無にかかわらず、小学生以上の意識や実態等を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

実施期間は15歳以上の方は、令和5（2023）年3月19日（日）から同年4月24日（月）まで、市内小学校と中学校の児童・生徒は、同年4月10日（月）から24日（月）までになります。

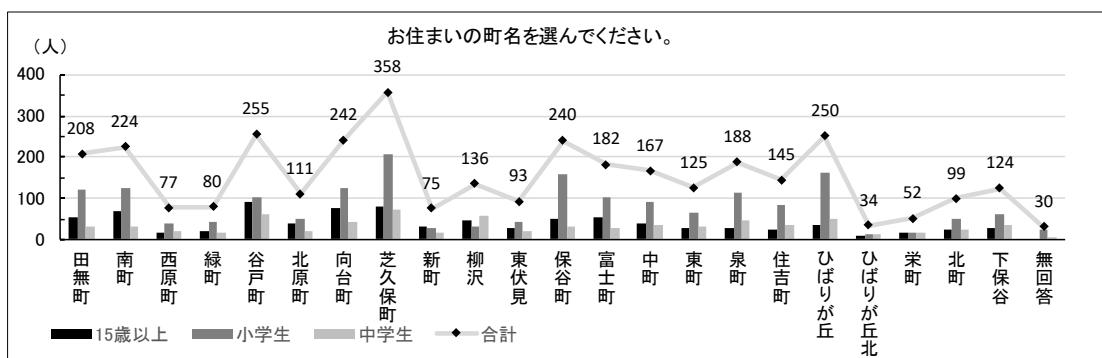
図書館利用に関するアンケートとして、インターネットサイトのLogoフォームによる回答、又は記述提出用紙への記述による回答方法で実施し、15歳以上からは、1,018人、小学生からは、1,859人、中学生からは、739人から回答がありました。

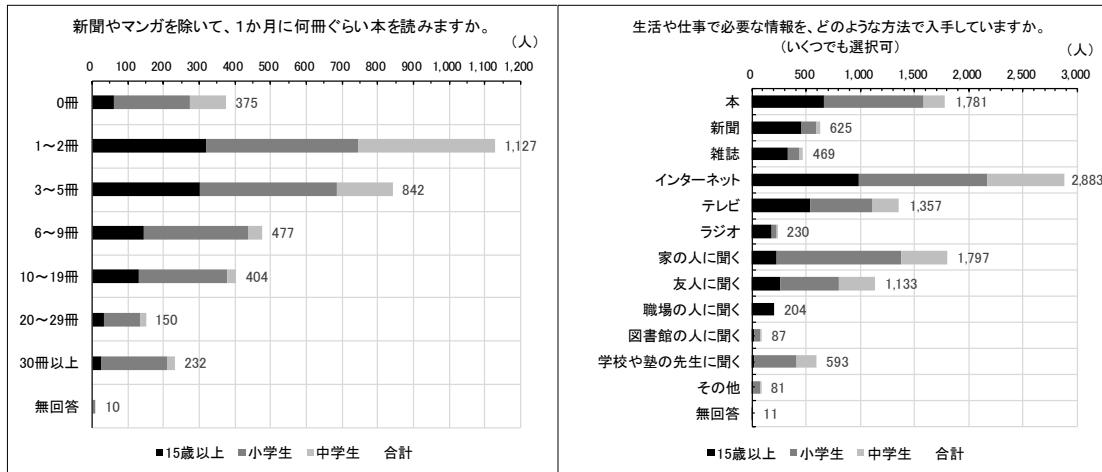
15歳以上の方の回答者の年齢階層、小学生、中学生の学年は次のとおりです。



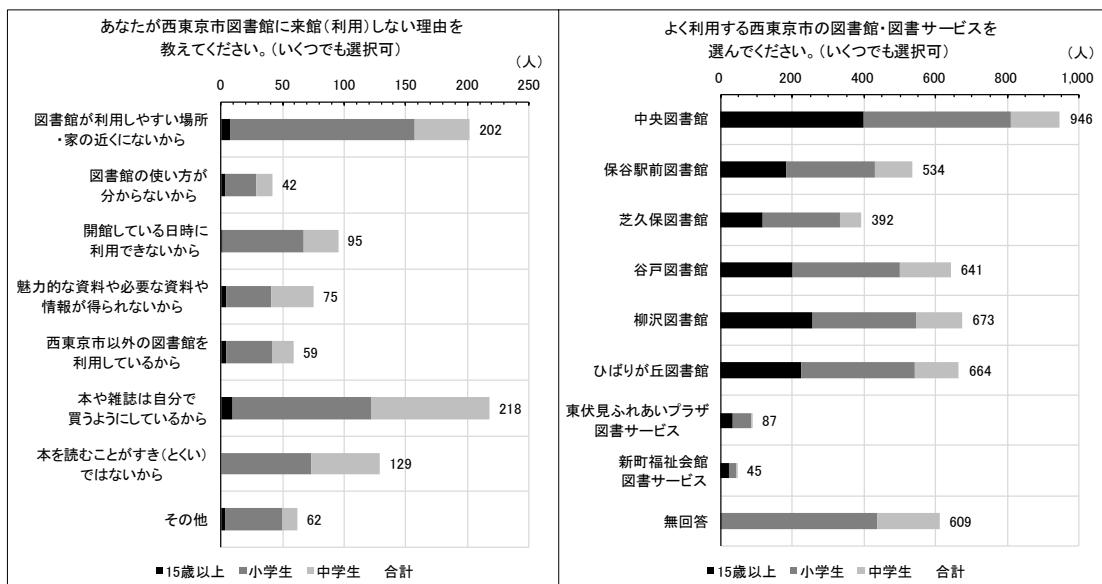
全アンケート項目から抜粋した内容の結果は、次項のとおりです。

(1) 15歳以上、小学生、中学生への共通質問のアンケート結果



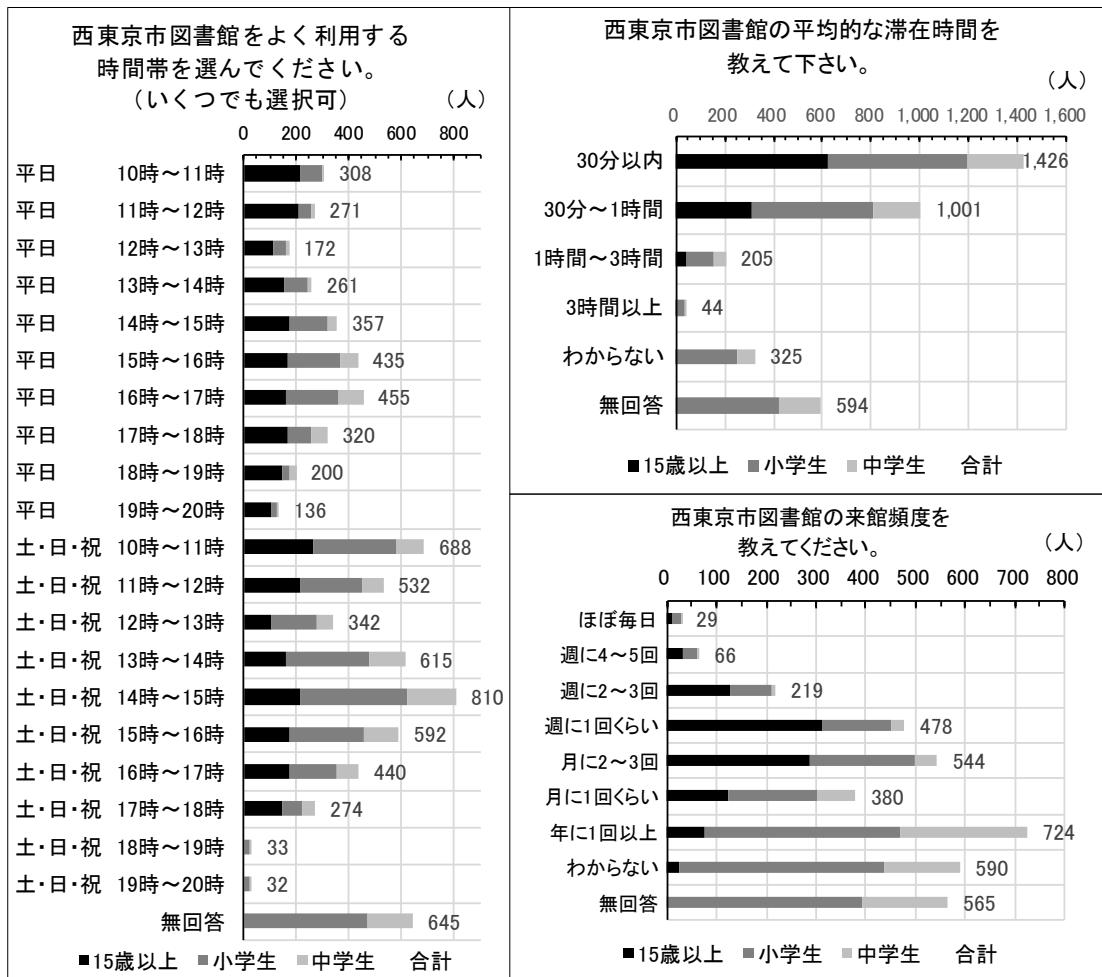


読書を月に1冊から5冊程度、図書館や書店又はインターネットにて本を手に取つてていることがわかります。また、インターネットが発展した現代にあって、パソコンやスマートフォン等から情報を得ているだけでなく、紙媒体である本、新聞、雑誌から情報を得ていることがわかります。

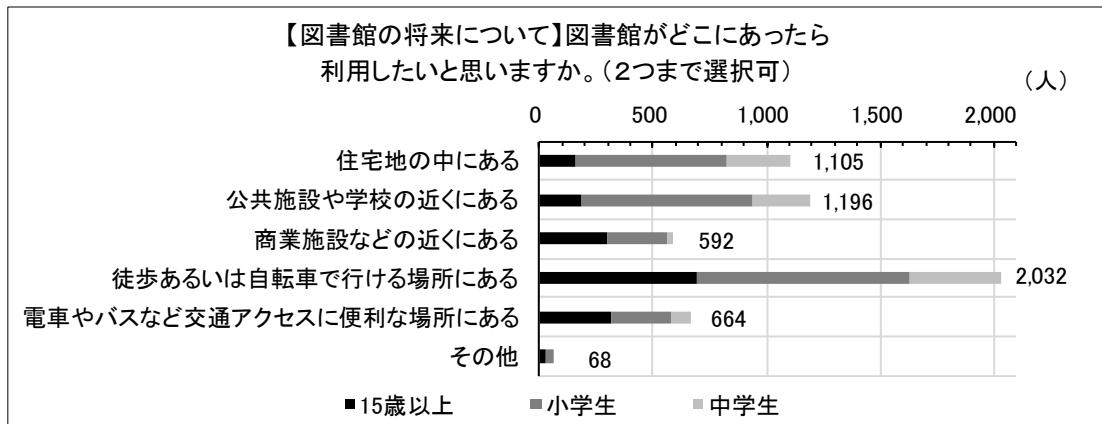


今回のアンケート回答者のほとんどの方は、図書館への来館（利用）の経験があるものの、来館（利用）されない市民の方々があげた理由として、自身で本等を購入する方を除き、利用しやすい身近に図書館がない理由が最も多いことがわかります。一方で、地域の身近な図書館に来館した結果が西東京市内町別の登録状況に表れています。

挿絵

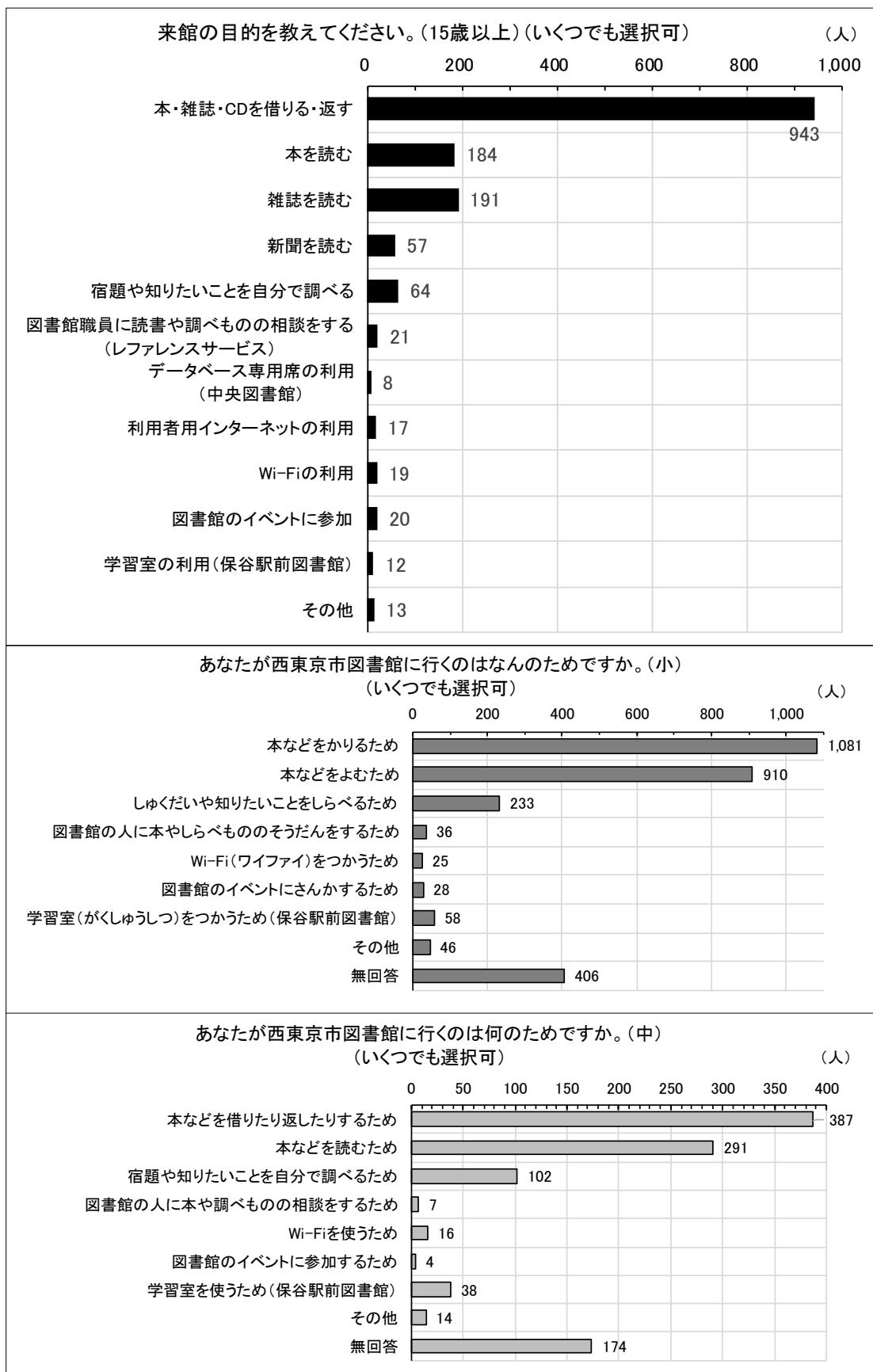


15歳以上の図書館の利用状況としては、週に1度又は月に2、3回程度の来館で1時間以内の利用時間であり、主に土曜日、日曜日、祝日の午前中に利用していることがわかります。一方で、小学生、中学生は月に1回未満の来館で1時間以内の利用時間であり、主に土曜日、日曜日、祝日の午前10時から午後4時までが最も利用していることがわかります。

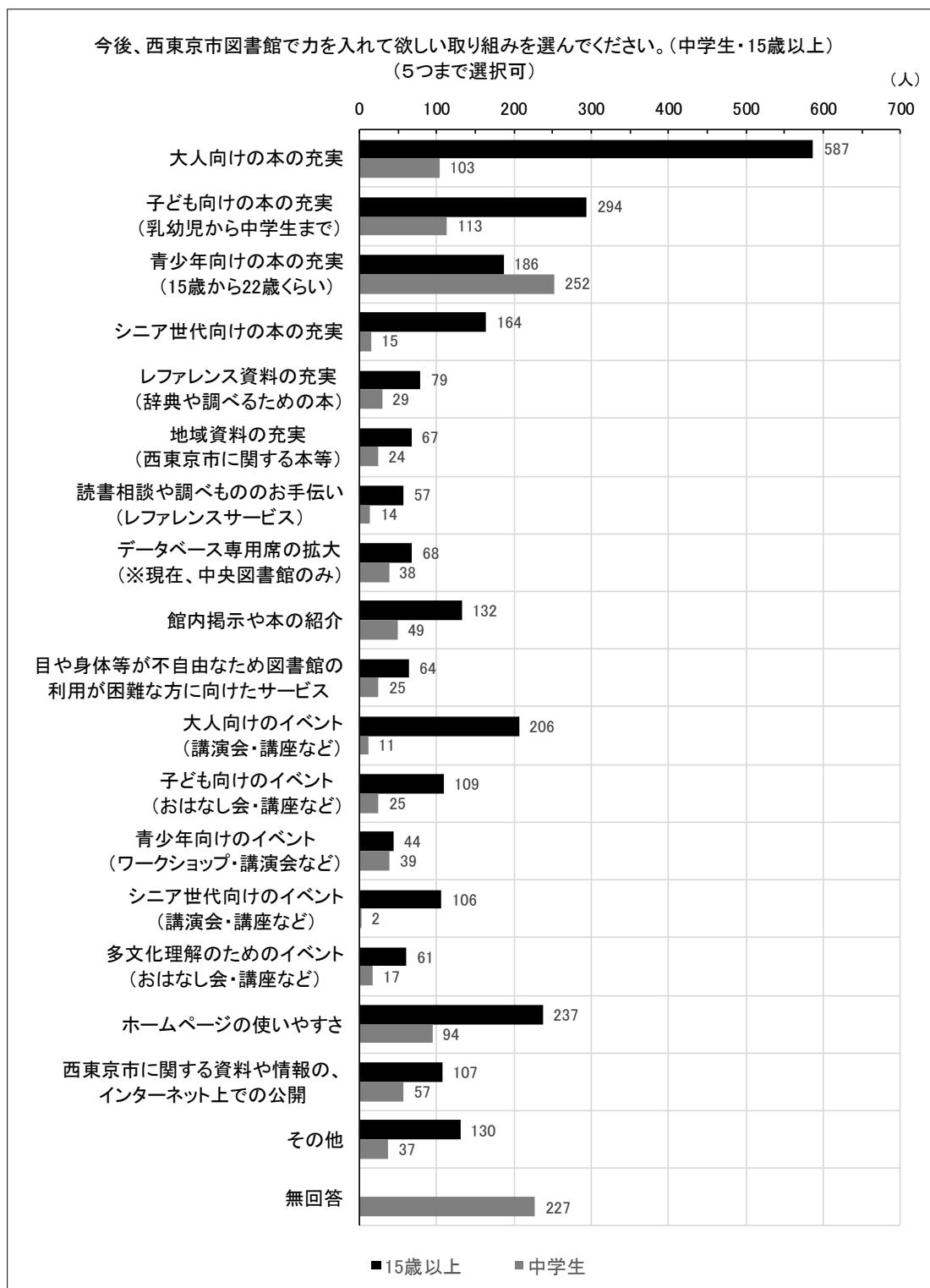


世代にかかわらず、図書館の場所として身近にあることが望まれています。その他、現状の館数や場所のままでよい、というご意見もありました。

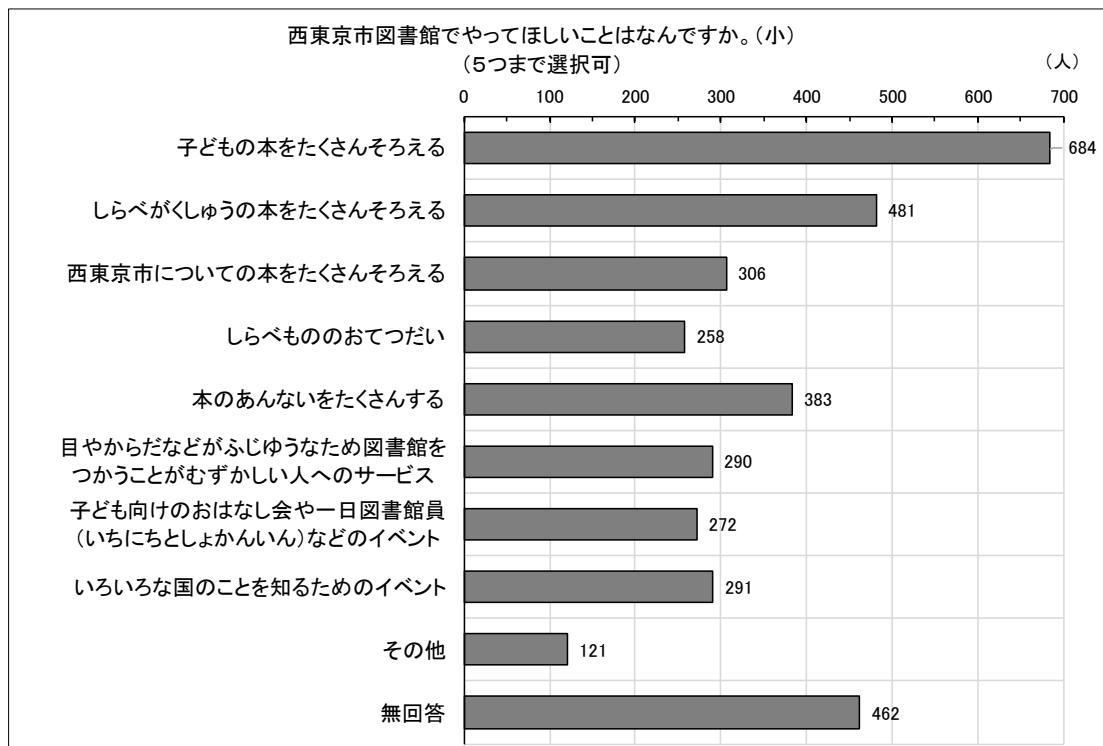
(2) 一般（15歳以上）、小学生、中学生へそれぞれ質問・選択肢が異なる、又は中学生以上への質問、小学生、中学生のみの質問に対するアンケート結果



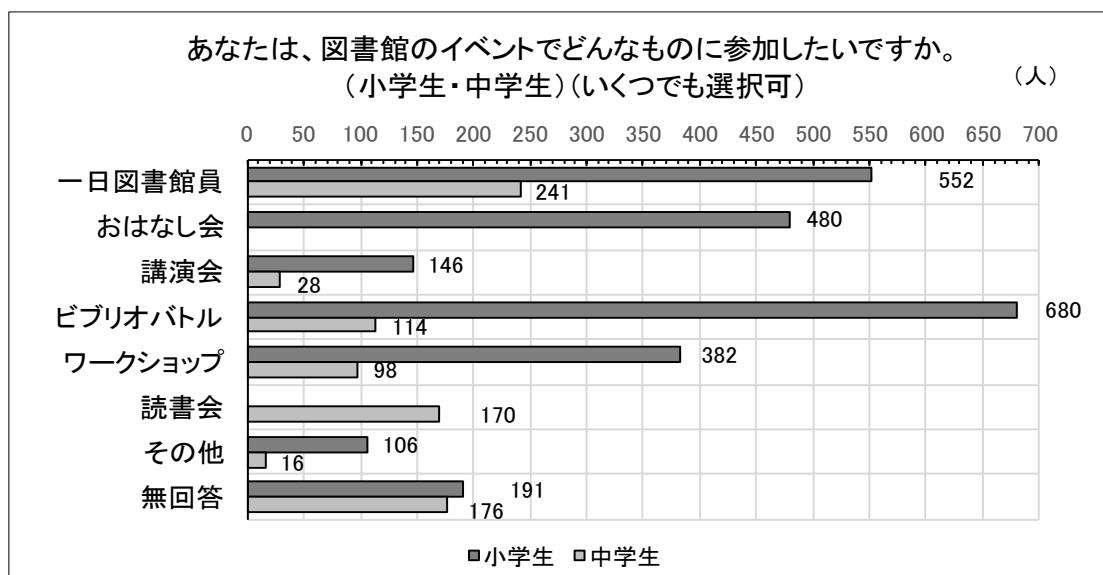
前頁の図書館を利用又は来館する目的についての回答は、世代にかかわらず、本を借りる、返す、読むためが最も多く、世代によって異なる点は見受けられません。



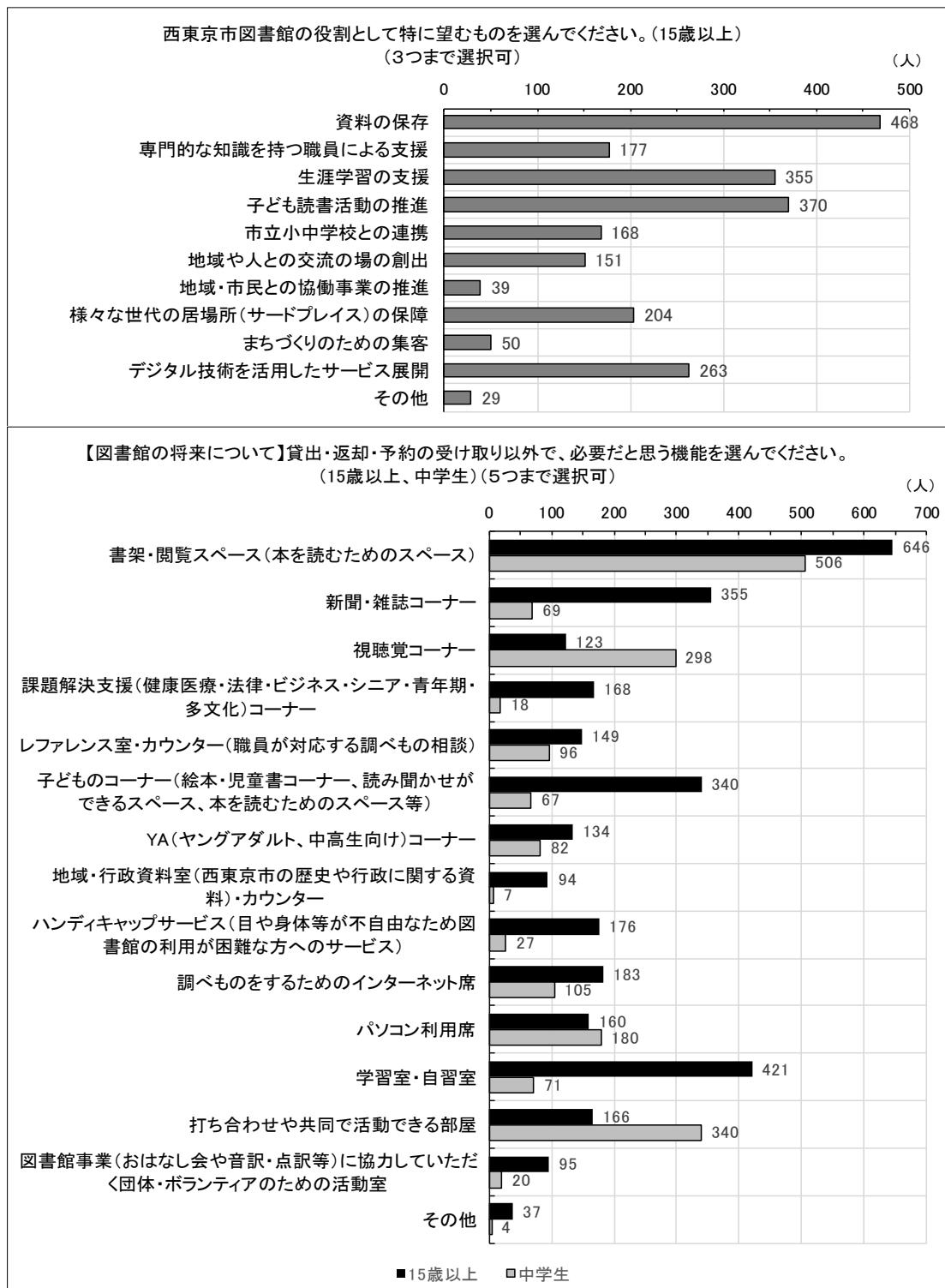
中学生、15歳以上が図書館に力を入れて欲しいサービスとしては、本の充実が最も多いことがわかります。その他、学習室の拡充、電子書籍や漫画に力を入れて欲しい、というご意見もありました。



選択肢が異なりますが、小学生への同様の質問においても、力を入れて欲しいサービスとしては、本の充実が最も多いことがわかります。



小学生、中学生が参加したいイベントとして、一日図書館員、ビブリオバトルやワークショップが多いことがわかります。（「おはなし会」は小学生のみ、「読書会」は中学生のみの選択肢となっています。）



今後の図書館に役割として特に望むことは、資料が保存されること、生涯学習の支援、子ども読書活動の取り組み、また、貸出・返却・予約以外に最も望まれる機能として、大人、子ども向けの本を読むためのスペースであり、次に図書館内にある学習室・自習室が望まれていることは、短時間の利用ではなく、ある程度の時間、図書館で読書や勉強ができ、ゆっくりと過ごすことができる施設機能が望まれていることが推察されます。

また、アンケート結果の「自由意見」の詳細については、巻末の資料編をご参照ください。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念については、平成 21 年度に策定した「西東京市図書館基本計画・展望計画」、前図書館計画の基本理念を継承します。

《市民とともに学び、考え、成長する図書館をめざします》

西東京市図書館は、市民のひとりひとりが自ら学び、考え、成長し、決定し、自らの責任で行動するために必要とされる知識や情報を分け隔てなく市民すべてに提供する公共サービス機関として、時代に適合した品質の高いサービス提供に積極的に取り組み、成長する図書館であり続けます。

2 基本方針

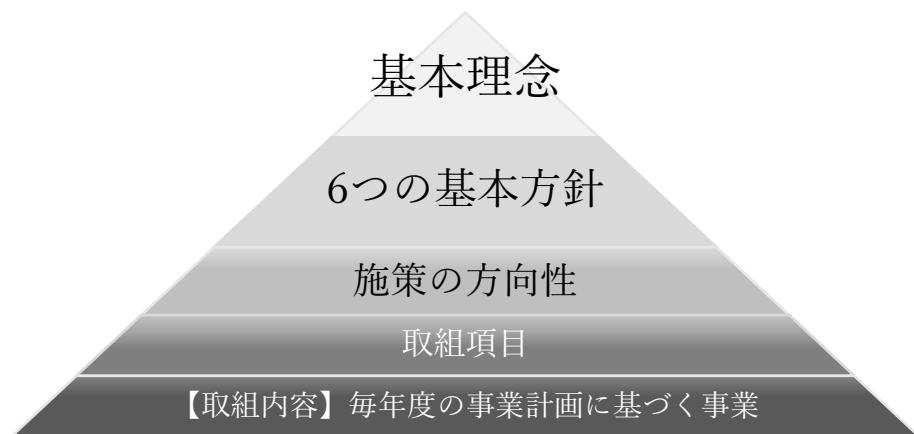
前図書館計画にて様々な事業に取り組んだ結果、解決できていない課題やこれから時代に図書館に求められている要望等を踏まえて、本計画では、前図書館計画の 6 つの基本方針の理念を継承しつつ、実現に向けて 1 から 6 までの基本方針として、次のとおり定め、それぞれの基本方針に沿った施策の方向性を示します。

- 基本方針 1 資料の収集と保存を充実するために
- 基本方針 2 すべての市民に活用されるために
- 基本方針 3 西東京市の文化・歴史を次世代に継承するために
- 基本方針 4 未来を担う子どもの読書活動を支援するために
- 基本方針 5 地域との協働・行政との連携を構築・向上するために
- 基本方針 6 図書館サービスの基盤を維持するために

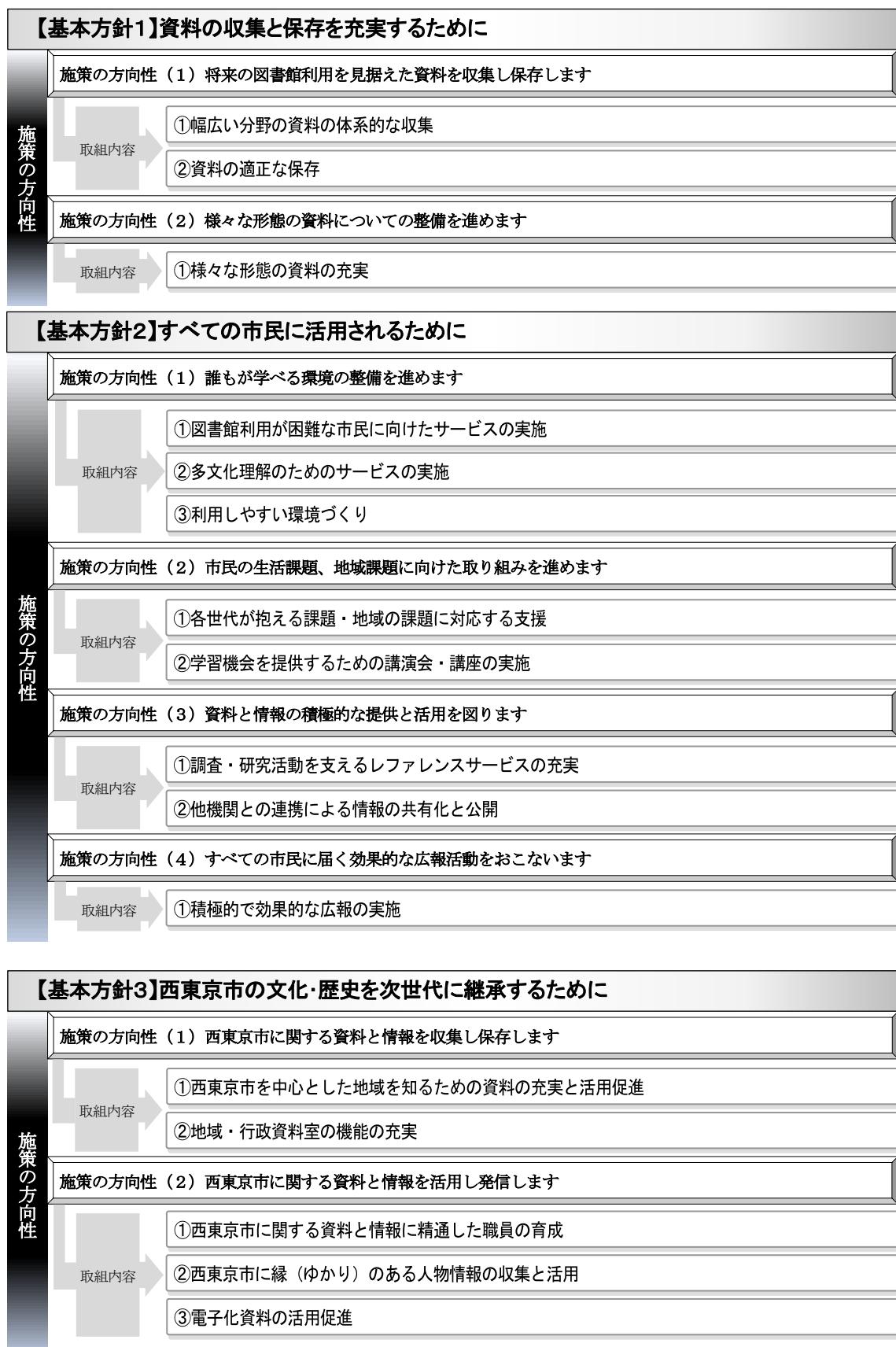
3 計画の体系

「基本理念」に基づく 6 つの基本方針ごとに「施策の方向性」を示し、それぞれの「施策の方向性」を実行するための体系として、「取組項目」を位置づけています。

そして、「取組項目」ごとに取り組むべき内容である「取組内容」を設け、計画的に取り組む内容として、毎年度の事業計画に反映し、図書館事業として実施していきます。



4 計画の体系図



【基本方針4】未来を担う子どもの読書活動を支援するために

施策の方向性（1）いつでもどこでも子どもが本に会えるきっかけをつくります

取組内容

- ①魅力ある書架づくりと提供方法の工夫
- ②市民、関係団体、関係機関との連携・支援

施策の方向性（2）子どもの成長に沿った取組みを進めます

取組内容

- ①乳幼児と保護者の読書活動の推進
- ②小学生の読書活動の推進
- ③Y A（ヤングアダルト）世代の読書活動の推進

施策の方向性（3）小・中学校との連携・協力・支援を進めます

取組内容

- ①小・中学校、学校図書館への支援
- ②保護者、P T Aとの連携と支援

【基本方針5】地域との協働、行政との連携を構築・向上するために

施策の方向性（1）地域で活動する市民、団体の活動を支援します

取組内容

- ①市民、団体との連携・協働
- ②武蔵野大学との連携・協働

施策の方向性（2）他自治体の図書館や市の他部署との連携を図ります

取組内容

- ①近隣自治体とのネットワーク
- ②地域や行政との連携

施策の方向性（3）ボランティアの拡大を推進します

取組内容

- ①協力員・ボランティアの育成と活動の推進

【基本方針6】図書館サービスの基盤を維持するために

施策の方向性（1）職員の専門性の向上を目指します

取組内容

- ①行政職員としての知識、技能向上を目指す取組み
- ②司書職員の専門性の向上を目指す取組み

施策の方向性（2）図書館間のネットワーク維持

取組内容

- ①中央図書館と地域館のネットワークの維持
- ②図書館システムの向上

施策の方向性（3）計画の効果的な進行管理と市民要望の反映に取り組みます

取組内容

- ①年度ごとの図書館事業計画の作成と実施に伴う進行管理について
- ②市民（利用者）からの意見・要望等について

第5章 基本方針に基づく施策の方向性

【基本方針1】資料の収集と保存を充実するために

図書館は、市民の多様な学習ニーズに応え、市民の課題解決の支援のため、出版年の新旧に関わらず、様々な分野の資料を収集、保存、提供する学習活動の拠点としての役割を担う重要な施設です。

所蔵する資料は、市民の意見や要望を把握する中で作り上げてきた資料収集基準に基づいて収集しています。図書館開館以来、今までかけて構築してきた蔵書を次の世代へ残すこと、また、市民からの要求に適切に対応していくために蔵書の質や量を適正に保持していくことは、将来にわたり図書館が取り組むべき重要な役割です。

施策の方向性（1）将来の図書館利用を見据えた資料を収集し保存します

取組① 幅広い分野の資料の体系的な収集

取組内容 ⑦	乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対応できる資料・情報を収集するにあたり、乳幼児、児童・青少年、成人、高齢者等の各世代に向けた資料について、各図書館の地域事情や利用傾向・状況を踏まえながら収集し、様々な分野・ジャンルの資料を提供できるよう取り組みます。
-----------	--

取組内容 ①	最新の情報を掲載している資料だけではなく、多くの方に読み継がれている資料も含めて、全ての世代の学びや生涯学習の支援として活用できる資料などの収集に取り組みます。
-----------	--

取組内容 ②	視覚や身体の障害により、活字の資料を読むことが困難な方のために、デイジ一図書や点字資料などの収集・作製に取り組みます。
-----------	---

取組② 資料の適正な保存

取組内容 ⑦	将来の図書館利用者を見据え、所蔵資料の質や量を適正に維持するためには保存・除籍に関する方針と基準を適宜見直します。所蔵している館の変更や除籍等により、書架にある資料が更新される循環を作り上げます。限りある書架を機能的に利用し、資料を有効に活用されるように取り組みます。
-----------	--

施策の方向性（2）様々な形態の資料についての整備を進めます

取組① 様々な形態の資料の充実

取組内容 ⑦	「西東京市子ども電子図書館」サービスで利用できる電子書籍については、質を確保できる選書を行い、子どもたちが様々な場面で活用できるよう取り組みます。
-----------	---

取組内容 ①	活字による読書が難しい方へのサービスとして、デイジー図書だけでなくマルチメディアデイジー図書を収集し、提供できる資料の充実を図ることで、利用の拡大に努めます。
-----------	---

**子ども電子図書館ホームページ
トップ画面**

【基本方針2】すべての市民に活用されるために

誰もが利用しやすく、学べる環境づくりのためには、施設的な整備だけではなく、図書館の様々なサービスによる取り組みが必要です。

自ら学び、調べ、研究するための機会や動機付けとなる場を提供するとともに、それらの情報を広く周知する工夫や積極的な情報提供をとおして、市民の学びを支援する取り組みに努めます。

施策の方向性（1）誰もが学べる環境の整備を進めます

取組① 図書館利用が困難な市民に向けたサービスの実施

取組内容 ⑦	「読書バリアフリー法」施行に伴い、大活字本、点字図書、デイジー図書、マルチメディアデイジー図書などの提供を継続して、障害の有無に関わらず、すべての市民が読書ができる環境整備に取り組みます。
取組内容 ①	心身的理由により図書館への来館が難しい市民に対して、職員と宅配協力員による宅配サービスを進めていきます。
取組内容 ⑦	市内の高齢者、介護者等施設入所者に対して、その施設や団体と連携を図ることで、図書館資料を提供していきます。

取組② 多文化理解のためのサービスの実施

取組内容 ⑦	日本語を母語としない市民が利用しやすい図書館を目指して、全国の公立図書館の取組事例を調査・研究し、効果的な利用につながる取組を進めます。
取組内容 ①	日本語を母語としない市民へ外国語（英語、中国語、韓国語など）によるおはなし会を継続して開催します。
取組内容 ⑦	多言語への関心や多文化社会への理解につながる講座・講演会を実施し、市民が多言語や多文化社会を知る機会を設けます。

取組③ 利用しやすい環境づくり

取組内容 ⑦	災害時に一時滞在施設の役割を担うひばりが丘図書館では、一時滞在する避難者が利用できるWi-fi環境整備に取り組みます。 保谷駅前、柳沢図書館では、現行のWi-fi整備によって利用できる範囲を精査しつつ、併設する公民館のWi-fi整備方針に沿って今後の利用範囲の拡大を検討していきます。
-----------	---

施策の方向性（2）市民の生活課題、地域課題に向けた取り組みを進めます

取組① 各世代が抱える課題・地域の課題に対応する支援

取組内容 ⑦	世代ごとに課題が多様化している中、テーマ別コーナーや書架構成の見直しを継続し、課題解決につながる最新情報の提供に努めます。
-----------	---

取組内容 ①	小・中学生を対象とした「図書館を使った調べる学習コンクール」を毎年度開催するなど、身近な疑問・課題に取り組む小・中学生を支援します。
-----------	--

取組② 学習機会を提供するための講演会・講座の実施

取組内容 ⑦	市民の自主的な学びを支援するための講演会・講座を継続して実施し、市民の調査・研究を支援します。
-----------	---

施策の方向性（3）資料と情報の積極的な提供と活用を図ります

取組① 調査・研究活動を支えるレファレンスサービスの充実

取組内容 ⑦	市民の自主的な学び、調査、研究を支援するために、レファレンス資料や各種オンラインデータベース※を整備し、正確性が高く、信頼性のある情報の提供に取り組みます。また、レファレンスサービスを周知する取り組みとして、図書館内や図書館ホームページで、レファレンス資料の紹介やレファレンス事例の公開を行います。
-----------	---

※各種オンラインデータベース：法律情報などがインターネット上で閲覧できる有料オンラインデータベースや国立国会図書館レファレンス協同データベースなど図書館で契約、整備するデータベースなどのこと。

取組内容 ①	多様化する情報や資料を知り、市民の相談に応じる能力を向上させるため、専任職員が外部の専門研修などに参加し、図書館職員全体に知識を共有するとともに、資料の活用につながる市民向け企画を立案し、実施します。
-----------	--

取組② 他機関との連携による情報の共有化と公開

取組内容 ⑦	「国立国会図書館障害者等用データ送信サービス」を利用して、西東京市図書館が作製したデイジー図書を積極的に提供し、資料の活用を進めます。
-----------	---

施策の方向性（4）すべての市民に届く効果的な広報活動をおこないます

取組① 積極的で効果的な広報の実施

取組内容 ⑦	図書館サービスの認知度向上に取組み、市民が図書館に魅力を感じてもらえるよう情報発信に努めます。
-----------	---

取組内容 ①	各種SNS・WEBサイトなど様々な広報媒体を活用して、施設情報やイベント情報の効果的な発信に努めます。
-----------	---

取組内容 ⑦	図書館における広報活動の在り方や情報発信方法などの、広報に関する知識を習得するとともに、他自治体の先進事例に学び、研究することで、職員の広報に関する技能の向上を目指します。
-----------	--

図書館だより

1面2つ

【基本方針3】西東京市の文化・歴史を次世代に継承するために

西東京市に関する資料と情報を着実に収集・整理し、提供・発信するとともに、後世に継承することは、図書館の重要な役割です。西東京市に関する資料を計画的な保存に取り組み、西東京市の過去から現在までを未来につなげます。

施策の方向性（1）西東京市に関する資料と情報を収集し保存します

取組① 西東京市を中心とした地域を知るための資料の充実と活用促進

取組内容 ⑦	西東京市・多摩地域・東京都・隣接自治体を含めた地域を知るための資料を収集し、資料の形態に合わせて適切に装備します。市民が手に取れるように資料を探しやすく配架します。
-----------	--

取組内容 ①	市民や市内で活動している団体等が作成した発行物を、積極的に収集していきます。
-----------	--

取組② 地域・行政資料室の機能の充実

取組内容 ⑦	入手した西東京市に関する全ての資料と近隣地域を含む調査に役立つ資料を中心に所蔵し、永続的に活用できる環境の整備を進めます。
-----------	---

取組内容 ①	電子化した貴重な資料の原本は、保存環境が整えられた外部書庫に保管します。電子化資料は順次、図書館内での閲覧ができるように環境を整えます。公開可能な資料は図書館ホームページ上に掲載します。
-----------	---

取組内容 ⑦	地域・行政資料室の専任職員が、全館の地域・行政資料を管理し、地域に関するレファレンス等のバックアップを継続して担います。
-----------	--

施策の方向性（2）西東京市に関する資料と情報を活用し発信します

取組① 西東京市に関する資料と情報に精通した職員の育成

取組内容 ⑦	地域・行政資料室の専任職員は、これまでに収集してきた地域・行政資料を把握したうえで、これから収集と資料の活用促進につながる企画を立案する能力を向上させます。 また、専任職員は、多様化する情報や資料について、利用者の要望に応えられるように、研修等の学べる場へ参加します。
-----------	---

取組② 西東京市に縁（ゆかり）のある人物情報の収集と活用

取組内容 ⑦	西東京市に縁（ゆかり）のある人物の著作やその人物に関する情報を収集・管理し、図書館ホームページ「西東京市 縁（ゆかり）の方の紹介」の情報を更新するとともに、中央図書館の縁（ゆかり）コーナーの資料を随時見直します。
-----------	--

取組内容 ①	縁（ゆかり）のある人物が講師の時、または縁（ゆかり）のある人物がテーマの講座・講演会等を開催する際には、当該人物の著作や情報等を積極的に発信します。
-----------	--

取組③ 電子化資料の活用促進

取組内容 ⑦	図書館ホームページ、外部プラットフォーム「西東京市図書館／西東京デジタルアーカイブ」上での電子化資料の公開を継続します。 また、電子化した資料の内容を調査し、利用者の要望に応じられるよう、図書館内での閲覧と、複製資料の提供なども継続します。
-----------	---

大型紙芝居

「調整中」

【基本方針4】未来を担う子どもの読書活動を支援するために

次世代を担う子どもたちが個性を伸ばしながら健やかに育つために、読書活動が果たす役割は重要です。子どもにとって読書活動は、本を読む楽しさをとおして感性を磨き、探求心を刺激し創造力を豊かにするものです。図書館は、すべての子どもたちが発達段階や興味・関心に応じた本と出会い、豊かな感性と創造力が培われる機会をつくることに、積極的に取り組みます。

施策の方向性（1）いつでもどこでも子どもが本に出会えるきっかけをつくります

取組① 魅力ある書架づくりと提供方法の工夫

取組内容 ⑦	乳幼児の発達段階に合わせた資料や小学生から中高生（Y.A世代）まで の興味に応じた資料を選書・収集し、魅力ある書架となるよう取り組みます。
-----------	---

取組内容 ①	子どもの発達段階に合わせた資料の展示や、季節等のテーマごとに選んだ資料の展示を充実させ、子どもたちが本を手に取るきっかけをつくります。
-----------	---

取組② 市民、関係団体、関係機関との連携・支援

取組内容 ⑦	おはなし会の充実を図るため、おはなし会ボランティアの読み聞かせ技術の向上を目的とする研修や講座を実施するとともに、活動に必要な情報を提供します。
-----------	--

取組内容 ①	子どもの読書活動に関わる市民、関係団体、関係機関などが読書環境を整備する取り組みに対して、図書館資料の団体貸出をはじめ、様々な支援を行っていきます。
-----------	--

施策の方向性（2）子どもの成長に沿った取組みを進めます

取組① 乳幼児と保護者の読書活動の推進

取組内容 ⑦	保護者が家庭でも気軽にできるような手遊び、わらべうたの講座を実施します。また、絵本の紹介や読み聞かせの実演など絵本に関する講座を実施します。
-----------	--

取組内容 ①	絵本と子育て事業（ブックスタート）を継続して実施し、様々な会場で子どもと保護者の読書活動を支援します。事業内容は、定期的に現状を検証して見直しを図ります。
-----------	---

取組内容 ⑦	妊娠中の方・今後保護者になる方・家族向けの読み聞かせ講座として「フアミリー応援事業」(マタニティブックスタート)を実施します。
-----------	---

取組② 小学生の読書活動の推進

取組内容 ⑦	一日図書館員やバックヤードツアーといった図書館を体験できるイベントなど参加型行事を実施し、図書館利用のきっかけ作りに取り組みます。
-----------	---

取組内容 ①	各小学校の放課後子供教室への司書の派遣や児童館等市内他施設でのおはなし会・ブックトーク等を実施し、様々な場所で子どもたちの図書館利用につながる活動に取り組みます。
-----------	---

取組③ YA (ヤングアダルト) 世代の読書活動の推進

取組内容 ⑦	YA (ヤングアダルト) 世代のニーズに応じた資料を収集し、魅力のあるコーナーづくりに努めます。特にノンフィクション分野においては、学習指導要領に謳われている「探究的な学習」に対応できる、より新しく確かな情報が含まれる資料を幅広く収集します。また、時事性、話題性にも留意し、充実を図ります。
-----------	---

取組内容 ①	YA世代を対象とした読書会、ビブリオバトル等、読書の楽しみを他者と共有できるイベントを開催します。同世代の交流や、読書の様々な楽しみ方を知る機会を提供し、また、来館の少ないYA世代が、図書館利用のきっかけとなるイベント(参加型ワークショップ等)を開催します。
-----------	---

取組内容 ⑦	YA世代に向けて、パスファインダー(調べ方案内)を作成し、主体的に知りたい情報にアクセスできるようにサポートします。また、パスファインダーの利用の動向を踏まえながら、よく質問を受けるテーマや、話題のテーマについて、順次パスファインダーを拡大していきます。
-----------	---

取組内容 ⑦	中学生の読書活動のサポートや、「職場体験」の受け入れ、「まちなか先生」の講師派遣など、学校と連携を取りながらサービスを進めます。
-----------	--

取組内容 ⑦	「C A T C H※」の認知度向上に向け、内容や広報の見直し等を行います。
-----------	--

※C A T C H: 年3回図書館で発行しているYA情報誌。YA世代と共同編集をしている。

施策の方向性 (3) 小・中学校との連携・協力・支援を進めます

取組① 小・中学校、学校図書館への支援

取組内容 ⑦	学校司書と連携し、児童・生徒の調べもの学習の協力・支援をします。また、学校司書・図書委員と連携した事業を進めます。
-----------	---

取組内容 ①	教育指導課と連携し、小・中学校が取組む「西東京ふるさと探求学習」※ を支援します。
-----------	--

※市立小・中学校における、総合的な学習の時間を中心に、地域の人材や資源・文化などを活用した体験的で探究的な学びを展開するカリキュラムのこと。

取組内容 ②	学級での読書活動の支援として、すいせん図書パック「いいね！！西東京市図書館おすすめ（セレクト）本」の提供を継続します。
-----------	---

取組② 保護者、PTAとの連携と支援

取組内容 ③	子どもの本に関わる活動をする保護者やPTAに対して、絵本の読み聞かせ講座を継続するなど、支援の充実に努めます。
-----------	---

取組内容 ①	館外での講座・講演依頼に対して、積極的に司書の派遣を行います。
-----------	---------------------------------

調べる学習コンクール 表彰式写真

ブックスタート事業

20週記念講演会写真

【基本方針5】地域との協働、行政との連携を構築・向上するために

図書館は、質の高い図書館サービスを提供するため、市民や団体との協働を進めながら、そのネットワークを広げる取り組みに努めるとともに、市他部局や他自治体の公共図書館と連携を図ります。

施策の方向性（1）地域で活動する市民、団体の活動を支援します

取組① 市民、団体との連携・協働

取組内容 ⑦	図書館に関わる市民や地域で活動する様々な団体と連携し、協働によるイベントなどの実施に取り組みます。
取組内容 ①	子どもと保護者の読書活動を支援するため、地域で活動する団体や講師と協働して、読み聞かせなどのイベントに取り組みます。

取組② 武蔵野大学との連携・協働

取組内容 ⑦	武蔵野大学との相互利用を継続します。また、大学からの依頼による図書館職員の講師派遣を継続します。
取組内容 ①	武蔵野大学と連携・協力して、武蔵野大学の学生が図書館の事業に企画段階から参加し、体験できるように取り組みます。

施策の方向性（2）他自治体の図書館や市の他部署との連携を図ります

取組① 近隣自治体とのネットワーク

取組内容 ⑦	東京都立図書館、多摩六都広域行政圏、四市行政圏、その他都内自治体との相互利用を含めた連携により、市民への資料（情報）提供を行います。
取組内容 ①	東京都立図書館、東京都公立図書館長連絡会、東京都市町村立図書館長協議会などと連携し、研修、研究活動等を通じて、様々なサービスの充実に取り組みます。

取組② 地域や行政との連携

取組内容 ⑦	市の他部署が実施している様々な事業と連携を図り、市民や市の他部署に対する図書館事業の周知につとめ、図書館利用につなげます。
取組内容 ①	地域の人材を活用した講座・講演会を実施します。また、テーマに関連する市の他部署と連携・協力します。

施策の方向性（3）ボランティアの拡大を推進します

取組① 協力員・ボランティアの育成と活動の推進

取組内容 ⑦	おはなし会を維持していくため、読み聞かせをはじめ、会の開催に必要な技量と質の向上を目指し、おはなし会ボランティアを育成します。
取組内容 ①	音訳者養成講座の実施や専門研修等を行い、専門的な技術を必要とする音訳者の育成と技術向上を図ります。
※音訳：印刷・出版されている活字を読むことが困難な方を対象として、文字情報を音声に変換こと	
取組内容 ⑦	図書館への来館が困難な方に図書館資料を自宅等まで届ける宅配協力員を組織し、図書館資料の宅配サービスを充実させます。

武蔵野大学連携

展示設営写真

【基本方針6】図書館サービスの基盤を維持するために

市民に質の高い図書館サービスを継続して提供できるよう、計画的かつ持続的な図書館運営に努める必要があります。専門的な知識を持ち、能力の向上に取り組む職員を育成します。また、図書館サービスの基盤となる、各図書館の資料・情報、物流、職員、図書館管理システムによって図書館ネットワークを形成し、効率的に運用して、図書館サービスの向上に努めます。

施策の方向性（1）職員の専門性の向上を目指します

取組① 行政職員としての知識、技能向上を目指す取組み

取組内容 ⑦	窓口対応（接遇対応）、手話研修、外国語習得など、行政職員・図書館職員として必要な知識を習得するための研修に参加し、資質向上を目指します。
-----------	--

取組② 司書職員の専門性の向上を目指す取組み

取組内容 ⑦	職員が専門的研修へ参加して得た知識などを職員全体で共有する取り組みにより、図書館組織全体で職員の専門性を高め、育成することで図書館サービスの向上に努めます。
-----------	--

施策の方向性（2）図書館間のネットワーク維持

取組① 中央図書館と地域館のネットワークの維持

取組内容 ⑦	中央図書館と地域館5館による、資料・情報・物流・職員で形成された図書館間のネットワークを維持しながら、図書館全体で補完、協力する組織体制による図書館サービスを継続します。
-----------	---

取組② 図書館システムの向上

取組内容 ⑦	図書館管理システムについて、安定且つ安全に運用するため、システムや情報セキュリティに関する職員研修を必要に応じて実施します。
-----------	--

取組内容 ①	利用者ニーズの動向、情報通信技術の向上等を見据え、次期図書館管理システム更新に取り組みます。
-----------	--

施策の方向性（3）計画の効果的な進行管理と市民要望の反映に取に組みます

取組① 年度ごとの事業計画の作成と実施に伴う進行管理について

取組内容 ⑦	本計画の【施策の方向性】に沿った【取組内容】を年度ごとの図書館事業計画として実施し、事業評価として、図書館で一次評価、図書館協議会で二次評価を行います。また、事業評価の結果は、図書館ホームページ等にて市民に公表します。
-----------	---

取組② 市民（利用者）からの意見・要望等について

取組内容 ⑦	必要に応じてアンケート調査を実施します。調査の結果を図書館ホームページ等にて掲載することで市民への周知に努めます。 アンケート調査の結果から読み取れる市民要望・意見を分析しつつ、本計画の取組内容にて実現可能な内容を精査し、計画的に実施できるよう努めます。
-----------	--

第6章 西東京市図書館の図書館構想について

1 西東京市民と図書館

(1) 図書館とは

いつでもだれでも無償で利用できる今日の公共図書館は、人類の偉大な発明の一つとして継承してきた歴史を持ち、その価値や有用性は広く人々に認められています。今は必要としていない市民にとっても、心豊かで充実した人生を歩むのに役立つ施設であるため、今後の活用が見込まれます。図書館は、資料や情報についての市民の要求を満たすだけでなく、他の市民と出会い、その出会いから人と人とのつながりが創出される場所としての機能も持っています。

一方、情報通信技術が高度に発展・普及した現在は、WEBサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上に大量の情報があふれるようになりました。時間や場所を問わず、情報端末にアクセスするだけで様々な情報を瞬時に得することができますが、その中には信頼性に疑義のある情報も含まれています。

このような時代だからこそ図書館は、より本質的で深く掘り下げられた情報——図書、雑誌、信頼できる電子情報などを収集・保存し、市民に提供することが重要になっています。

(2) 西東京市における図書館

西東京市に図書館が誕生したのは、昭和50（1975）年の旧田無市の中央図書館が最初です。子ども文庫活動が盛んであった下地もあり、旧田無市も旧保谷市も、図書館サービスが市民に定着するようになりました。両市が合併して西東京市になってからは、人口が同規模の図書館における貸出冊数で全国上位となった実績を持っています。市内の6か所の図書館は、規模は小さいながらも、過去から現在まで様々な図書館事業を実施し、サービスを充実させてきました。

西東京市民にとって図書館が将来にわたって欠くことのできない存在となるためには、様々な図書館サービスを活発に展開し、発展していく姿勢を持ち続ける図書館でなければなりません。

しかし、図書館発足後半世紀以上を経て、建物の老朽化、スペースが狭隘であるなど、このままでは市民に十分な図書館サービスを届けることができない状況に直面しています。本計画を策定するにあたって、現在抱えている課題を解決し、市民が望む図書館の未来像を示す必要性に迫られています。

2 西東京市図書館の現状と課題

(1) 西東京市図書館の現状

西東京市図書館は、合併前の旧田無市・旧保谷市の各3か所の6館をそのまま引き継いでいます。市内に5つある西武鉄道の駅のうち4駅から至近に、中央図書館（田無駅）、保谷駅前図書館、柳沢図書館（西武柳沢駅）、ひばりが丘図書館（ひばりヶ丘駅）があります。また、市中西部に谷戸図書館、市西部に芝久保図書館を配置しているほか、予約資料の貸出しと返却、利用者用検索機の利用ができる「図書サービスポイント」を、東伏見ふれあいプラザ（東伏見駅）と市南部の新町福祉会館に設置しています。

（次頁「図 西東京市図書館配置図」参照）

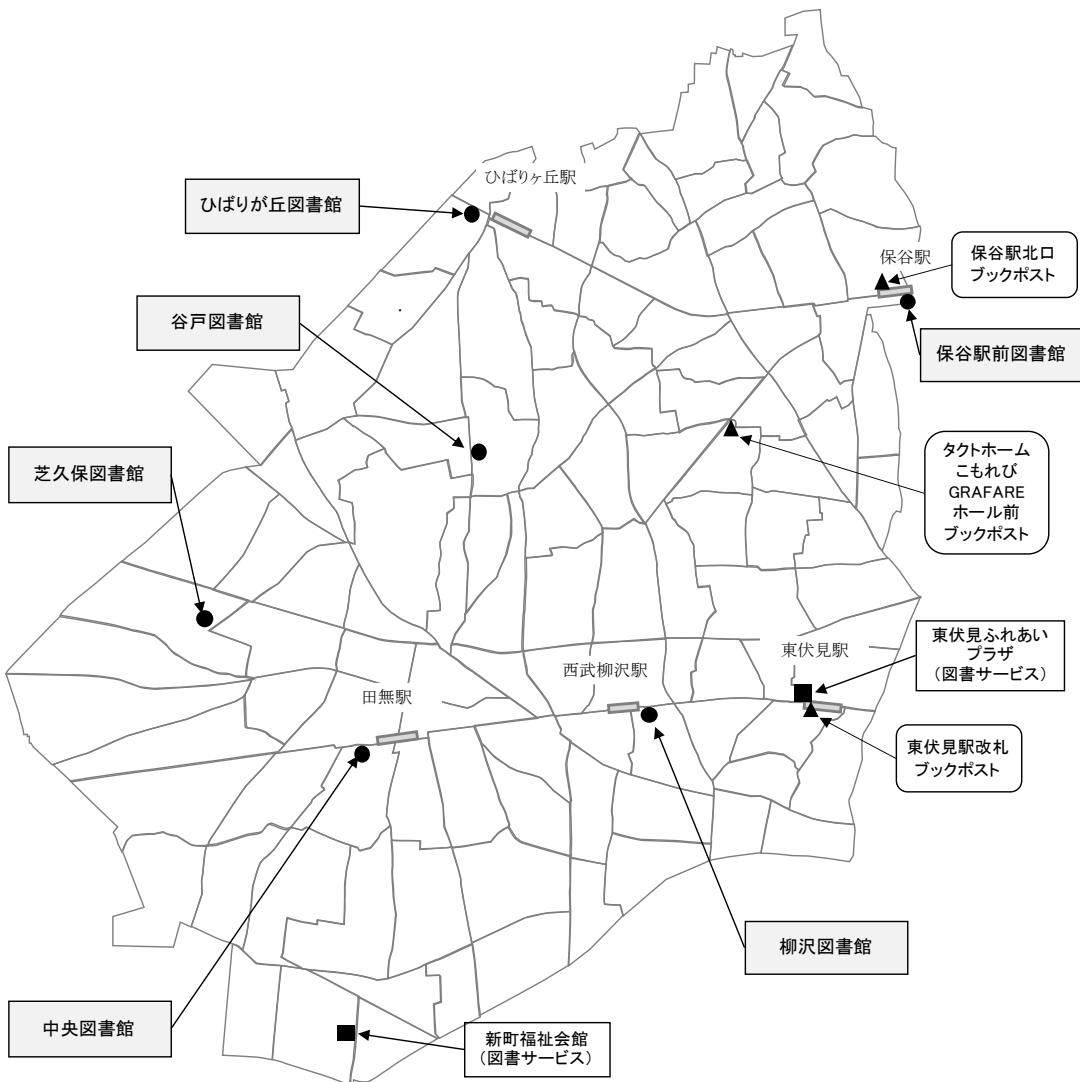


図 西東京市図書館配置図

市民の要望に応えるための資料費については、都内 26 市のなかで中位にあり、また、市の人口が 20 万を超えたため、人口が同規模の自治体範囲が変わり、かつてのように全国上位になることはありませんが、在住人口当たりの統計では、貸出冊数も予約件数も多く、活発な図書館活動の結果であるといえます。

その他の現状として、子ども読書活動推進計画の取組として、読み聞かせ活動や学校図書館との連携を図るとともに、令和 5 (2023) 年度から「西東京市子ども電子図書館」サービスを導入しました。また、中央図書館では、令和 4 (2022) 年度にレファレンスサービスの拡充としてデータベース専用席を設置し、令和 5 (2023) 年度に開館時間を 1 時間早め、午前 9 時からとし、図書館全体のサービスの拡大に努めています。

西東京市図書館を構成する 6 つの図書館の施設は、延床面積 1,571.8 m² の中央図書館を除き、いずれも 1,000 m² 前後の延床面積です。あと 10 年で 50 年の法定耐用年数に達する芝久保図書館をはじめ、中央図書館を含めた、谷戸、柳沢図書館があと 10 数年で耐用年数を迎えるため、今後、図書館の大規模改築又は新築について計画的に行

うことが必要となります。

建物の大規模改築等だけでなく、照明器具のLED化や書架の入れ替え等に取り組み、経年劣化した衛生設備、空調設備などの更新を図る必要も生じてくることから、計画的に修繕等を実施し、市民が快適に利用できる環境の維持に努めています。

(2) 現在抱えている課題

① 施設の老朽化

昭和 50 (1975) 年に建てられた中央図書館は、令和 3 (2021) 年度に耐震補強等改修工事を実施しましたが、配管やサッシ回りを中心に老朽化が進行しており、将来的に大規模な改修の必要があります。

また、都営住宅内にある芝久保図書館、谷戸図書館、柳沢図書館はいずれも建設から 35 年以上経過しており、それぞれ床のゆがみ、書庫や書架の老朽化、換気の課題等を抱えており、改修や修繕の必要が生じています。平成 6 (1994) 年建設のひばりが丘図書館は、外壁・雨漏りの修繕が必要な状態です。

② 施設の狭隘化

昭和 38 (1963) 年に当時、社団法人日本図書館協会が発表した「中小都市における公共図書館の運営（中小レポート）」を契機に、従来の館内閲覧中心から、「貸出し」を基本にした図書館として、西東京市の図書館も「貸出し」機能を優先して建てられました。このため、閲覧スペースは狭く、閲覧席も少ない図書館になっています。近年の公共図書館に必要とされる機能に対応できる場所の確保が難しく、時代の変化に伴う市民が求める図書館の役割に対応できていません。その最大の原因是、各館の延床面積が小さいことです。市内 6 か所の図書館を合わせた西東京市図書館の総延床面積は 5,817.45 m²で、都内 26 市の中では中位です。しかし、西東京市の中央図書館の延床面積 1,571.8 m²は、都内 26 市の人口 20 万人以上の市や都内の類似団体の中央図書館の中では、最小となっています（都内 26 市の中では 22 番目）。

※類似団体:市町村における類似団体とは、総務省が類型化したもので、行政機能の相違を踏まえつつ、人口および産業構造により全国の市町村を 35 の類型に分類した結果、同じ類型に属する団体を指します。西東京市は、人口 15 万人以上の一般市(政令指定都市、中核市、特例市以外の市)で、産業構造はⅡ次・Ⅲ次産業が 90%以上かつⅢ次産業が 65%以上という類型に属しています。都内の類似団体は、立川市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・小平市・日野市・東村山市になります。

この現状は、特に以下の項目に大きな影響を及ぼしています。

⑦ 【収容能力の限界】

西東京市図書館の収容能力は限界に達しており、蔵書の保管場所が不足しています。古い本で利用頻度が少なくても、市民に提供することが図書館の役割のひとつですが、その期待に十分に応えることができない状態です。将来にわたって保存が必要な西東京市の地域・行政資料は、館内に保管出来ないため有料の外部書庫を利用しています。資料の電子化等の工夫を重ねながらも、蔵書収容能力の拡大は必須です。

⑧ 【閲覧・学習する場所の不足】

近年、読書や学習で長時間利用したいという要望が市民から多く寄せられていますが、西東京市図書館では閲覧座席数も少なく、学習する場所の提供も不足しています。

⑨ 【レファレンス（調査研究）を提供する場所の不足】

図書館として重要な機能の一つであるレファレンスサービスの相談や調査等の支援は、現在、図書館資料の貸出・返却カウンターで行っています。市民それぞれの課題解決に向けた調査・研究を支援するための、レファレンスサービス専用

の独立したカウンターが不足しています。

④【おはなし会・グループ活動などの場所の不足】

おはなし会やグループ活動は、開架書架の居室の一部を使って運用しています。

静かな環境が求められる閲覧や学習ができる空間と児童室やグループ学習室などの話し声が許容される空間との区分け（ゾーニング）ができていません。

⑤【バックヤードの不足】

おはなし会やハンディキャップサービスなどの地域ボランティア・音訳ボランティアの方の作業場所、また、図書館職員の事務室と図書館資料の物流を担う作業場所等のバックヤードが不足しており、図書館で働く職員等の執務環境が十分に整っていません。

⑥図書館サービスの偏在

現在、中央館機能を中央図書館が担い、地域館を駅付近に3館、住宅地に2館配置していますが、図書館サービスの偏在を補うため、「図書サービスポイント」を2か所設けています。さらに、返却ができるブックポストを保谷駅北口、東伏見駅改札口前、タクトホームこもれびGRAFAREホール前に設置しています。

どの地域に住んでいても十分な図書館サービスを受けることができるとともに、図書館が身近に感じられる取り組みが求められています。

3 西東京市図書館構想

これから西東京市の新しい図書館の在り方を示す「西東京市図書館構想（以下「図書館構想」といいます。）は、国が通知した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24（2012）年。以下「望ましい基準」といいます。）をはじめとして、本計画の「西東京市図書館の基本理念」が目指す図書館像、西東京市図書館協議会が示した「私たちの望む西東京市の図書館」（令和4（2022）年度）の基本的な考え方等を踏まえて、西東京市にふさわしい、市民が求める西東京市図書館の将来構想となります。

また、図書館構想では、施設の中核となる新中央館と地域館の将来像として、それに必要な考え方、役割・機能等を示します。

（1）これからの西東京市図書館のコンセプト

西東京市図書館は、これまで蓄積してきた図書館資料や情報を持った地域の情報拠点であり続けるために、次のコンセプトや機能等を持つ必要があると考えます。

①市民にとって最も望ましい空間（サードプレイス）を提供する図書館

自宅でも学校、職場でもない居場所（サードプレイス）を提供することは図書館の重要な役割のひとつです。市民が学び、楽しみ、憩うことのできる最も快適な、長時間利用（滞在型）に配慮した空間を提供する図書館を目指します。

②多様な世代、多様な目的を持つ市民が快適に利用できる図書館

図書館を訪れる人はあらゆる世代にわたっています。また、来館目的も様々です。読書や学習のために静寂を求める利用もあれば、グループ学習やおはなし会のような人と人のふれあいを求める利用もあります。世代別や利用目的別のそれぞれの用途に沿ったゾーニングを取り入れ、来館者のだれもが快適に利用できる図書館を目指します。

③人と人をつなぐ図書館

図書館は、市民の読書や学習を支援するだけでなく、図書館を利用することで新たな発見や本を通じての人との出会いがあり、イベントや講演会などの開催による人と人との出会いを作り出せる場もあります。

施設機能としての交流する場所が備われば、個人利用者やグループ、団体などが図書館のイベントなどを通じて、対話で結びつくだけでなく、市民、団体同士が協

働する機会を創出する可能性を秘めています。協働の輪が相互にネットワークで結ばれ、市民、団体の活動を支援する役割の中心となる図書館を目指します。

④ 西東京市の将来にわたる財産として、魅力あるまちづくりに貢献し、発信する図書館

都市（まち）の顔にふさわしい規模と機能を持つ図書館があることは、住みたい・住み続けたい都市（まち）を市民が選ぶ要素のひとつであるだけでなく、市民が主体的に行う魅力あるまちづくりの活動に、豊富な資料や情報の提供を通して図書館が貢献することで、西東京市のまちの魅力の発信にもつながることになります。西東京市の大事な財産として、将来にわたって市民が愛着を持ち、まちの誇りを感じる図書館を目指します。

（2）新中央館に必要な機能

新中央館は、西東京市の図書館サービスの基幹となる施設であり、「望ましい基準」が示すサービス水準を実現するとともに、「私たちの望む西東京市の図書館」の基本的な考え方などを踏まえ、新中央館に必要な機能は、以下の9点であると考えます。

① 市民の共有財産である図書館資料の保存機能

長期間にわたって収集された図書館資料は、西東京市民のかけがえのない共有財産です。保存場所不足だけの理由で廃棄することは、本来あってはならず、過去の資料であっても未来の市民の需要に備えて保存していくことは図書館の使命です。新中央館では、開架書架の増強に加えて保存書庫を設置し、収蔵能力の大幅な拡充を図り、100万冊以上が収容できる保存機能が必要です。

一方、紙媒体だけでなく電子化資料の収集保存、劣化する紙媒体や映像・音声資料の電子化についても積極的に対応していく必要があります。

② 図書館の基本サービスの充実と多様な図書館サービスの拠点

新中央館は、西東京市で展開される様々な図書館サービスの拠点となり、司令塔となることが求められます。地域館でも必須の成人サービス、児童YAサービス、多文化サービス等への支援体制や、市民それぞれの調査・研究活動を支援するためのレファレンスサービスの相談受付カウンター、地域・行政資料の収集・保存と情報提供、ハンディキャップサービスにおける録音資料や点字資料を作成する作業場所は、新中央館が担う部分となります。従来は、分散していたために十分にできなかったサービスや業務を新中央館が担うことになります。

③ 児童（乳幼児を含む）サービスの充実

読書や学習などの静寂を要する施設的空間（ゾーン）とは別に、乳幼児から中高生（YA世代）までの年齢層に対するサービスに、最大限配慮がされている施設整備が求められています。気兼ねなく「おはなし会」等が開催でき、他のゾーンに影響がなく子どもたちが声を出せる、乳幼児から中高生（YA世代）のための「ゾーニング」が必要です。

④ 地域・行政資料サービスの充実

新中央館では、歴史資料を含む地域・行政資料サービスの充実が求められています。市民が資料や情報に出会うためには、見やすく探しやすい開架書架と、資料を閲覧する場所が確保されるとともに、市民が気兼ねなく調査・研究できるよう、それを支援するための地域・行政資料室が必要です。将来にわたって資料を継続して収集するための適切な環境で保存できる保管庫と、地域・行政資料を編集等装備する作業場所も必要です。

⑤ 滞在型図書館の実現

近年の図書館には、家族が思い思いに過ごすことができ、長時間滞在できる空間や機能が求められています。広い読書空間と豊富な閲覧座席のほか、ゆっくり寛ぐ

ことのできる場所やソファー等の設置が必要です。

近年建設された滞在型の公共図書館では、飲食コーナー（カフェ）を設置している施設も多く、市民からもその設置が強く望まれている機能です。

新中央館では、多くの市民の利用が想定されるため、飲食コーナー（カフェ）のほかに、子育て世代の市民が図書館を利用したり、図書館のイベントに参加したりする時に、一時的に幼児を預かる託児室や授乳室等の設置も必要です。

⑥ 学習ができる環境の整備

児童から中高生（Y A世代）、大学生、働く世代、高齢者まで、幅広い年齢層が利用することができる学習室は、市民からその設置が強く望まれている機能です。

また、Wi-Fi環境の整備等、これからの中ICT技術の進展に留意した環境整備も必要です。

⑦ 読書振興や地域振興（にぎわいの創出）の実現

新中央館では、読書会やビブリオバトルなど、読書振興としての活用の場や、少人数グループによる学習活動の場の設置が求められます。

「多世代交流によるコミュニティの場やイベントができる場」を図書館等の公共施設に求められる時代となっているため、読書振興に加えて、地域振興に資する場として活用されれば、地域振興プログラムや協働によるイベントの実施、地域情報発信など、基幹施設にふさわしい地域振興の拠点となることが期待されます。

⑧ 電子化・情報化等の推進

ICT技術の進展に伴い、電子書籍の普及が進み、各種データベースの利用も一般化しているため、地域資料のデジタル化を推進するとともに、地域の情報拠点である図書館では、電子書籍や電子情報を市民に提供する役割を担う必要があります。また、インターネット環境（デバイス含む）を持たない方、利用できない方などに対する環境整備を行うことも、図書館の役割のひとつです。さらに、情報媒体の急激な変化に伴い、つい最近まで聴くことや視ることができた視聴覚資料が、家庭で利用できなくなっている状況もあります。このような視聴覚資料の利用も可能とする視聴覚コーナー等の設置も求められています。

⑨ バックヤードの確保

図書館で働く職員等の執務環境を整えるため、おはなし会やハンディキャップサービスなどの地域ボランティア・音訳ボランティアの方の作業場所、また、図書館職員の事務室と図書館資料の物流を担う作業場所等の十分なバックヤードの確保が必要です。

（3）新中央館が持つ規模と立地

① 規模と立地

新中央館に必要な機能やサービスを実現するためには、床面積7,000m²の規模が必要です。

立地については、市内全域からのアクセスや市民の利便性を考慮し、市の行政施設やスポーツ・文化施設が近くにある地域が望ましいと考えます。

② 役割・機能別の広さ

新中央館の役割・機能別に最低限必要となる各居室の広さは、先進的な取り組みをしている全国の公共図書館で設置されている居室を参考にした表「図書館の役割・機能別の広さ（参考床面積）」に示す広さを有していることが望されます。

（4）地域館に必要な機能

地域館は、「望ましい基準」に示す基本的なサービスを提供する機能を備えた、身近にサービスが受けられる図書館です。そのため、新中央館に必要な機能のうち、以下の7点が必要であると考えます。

- ① 市民の共有財産である図書館資料の保存機能
- ② 図書館の基本サービスの充実と多様な図書館サービスの拠点
- ③ 児童（乳幼児を含む）サービスの充実
- ④ 滞在型図書館の実現
- ⑤ 学習ができる環境の整備
- ⑥ 電子化・情報化等の推進
- ⑦ バックヤードの確保

(5) 地域館が持つ規模と立地

- ① 規模と立地

地域館に必要な機能やサービスを実現するためには、人が多く集積する市内の各鉄道駅付近の地域館は床面積で 1,100 m²程度、住宅地にある地域館は床面積で 700 m²程度の規模が必要です。立地については、これらの地域館が市内にバランスよく配置されることが理想です。

- ② 役割・機能別の広さ

地域館の役割・機能別に最低限必要となる各居室の広さは、先進的な取り組みをしている全国の公共図書館で設置されている居室を参考にした表「図書館の役割・機能別の広さ（参考床面積）」に示す広さを有していることが望まれます。

(6) 新中央館と地域館のネットワーク

西東京市図書館は、これから西東京市図書館のコンセプトのもと、新中央館と地域館がそれぞれの必要な機能を通して図書館サービスを行ったうえで、相互に図書館資料や情報と図書館サービスの連携を行うことで、市民に等しく効率的かつ効果的に提供します。

図書館の役割・機能別の広さ(床面積)

役割・機能	居室名	国の基準	図書館別 必要機能・広さ(m ²)					
			中央館	床面積	地域館(駅前)	床面積	地域館(住宅地)	床面積
① 市民の共有財産である図書館資料の保存機能	開架・書架スペース	●	●	1,500	●	500	●	300
	(所蔵冊数)			20万冊以上		10万冊		5万冊以上
	書庫	●	●	1,200	●	50	●	50
	(収容冊数)			80万冊		1万冊以上		1万冊以上
② 図書館の基本サービスの充実と多様な図書館サービスの拠点	レファレンスコーナー	●	●	250	●	70	●	50
	レファレンスカウンター		●					
	対面朗読室	●	●	50	●	20		
	録音室	●	●	50	●	25	●	25
	ハンディキャップ関連作業室	●	●	100				
	展示等の周知活動コーナー	●	●	50				
③ 児童(乳幼児を含む)サービスの充実	子どもの活動ひろば	●	●	150	●	25	●	25
④ 地域・行政資料サービスの充実	地域・行政資料室	●	●	600				
	地域・行政資料保存書庫(保存箱による保管数500)		●	500				
⑤ 滞在型図書館の実現	閲覧席・閲覧コーナー	●	●	300	●	75	●	50
	飲食コーナー(カフェ等)		●	300				
	託児・授乳室		●	50				
⑥ 学習ができる環境の整備	学習室・グループ学習室	●	●	300	●	75		
⑦ 読書振興や地域振興(にぎわいの創出)の実現	グループ活動・会議室	●	●	150				
⑧ 電子化・情報化等の推進(情報検索端末コーナー・視聴覚関連コーナーなど)	情報検索端末設置コーナー	●	●	50	●	20		
	視聴覚資料書架	●	●	100	●	①に含む	●	①に含む
	視聴コーナー	●	●	50				
⑨ パックヤードの確保	図書館事務室	●	●	300	●	75	●	50
	作業室・休憩室	●	●	200	●	75	●	50
	トイレ・階段・EV等共有スペース	●	●	750	●	100	●	100
			合計	7,000		1,110		700

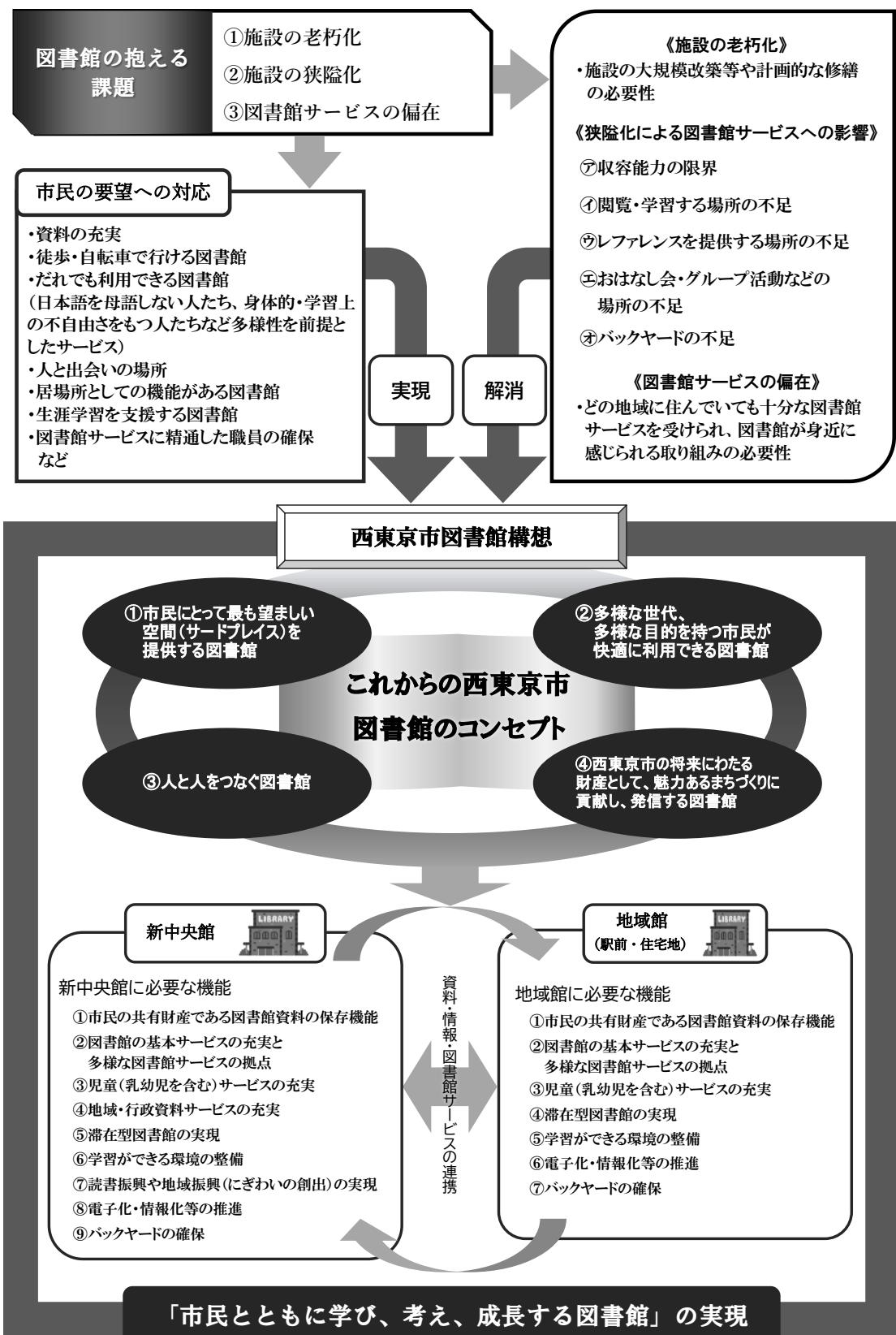
※全国の公共図書館のうち、上の表の役割・機能に対応した各居室を持つ先進事例の図書館を参考にしていますが、各居室に示す面積は、これまでの検討経過を踏まえた必要面積を示しています。

※先進事例の参考図書館

中央区立本の森ちゅうおう(京橋図書館2022年築)、荒川区ゆいの森あらかわ(2017年築)、板橋区中央図書館(2020年築)、武蔵野プレイス(2011年築)、武蔵野市吉祥寺図書館(1987年築)、青梅市中央図書館(2007年築)、府中市立中央図書館(2007年築)、昭島市民図書館(2020年築)、日野市中央図書館(1965年築)、多摩市立中央図書館(2023年築)

第6章のあらましをイメージ図として、次のページに示します。

第6章 西東京市図書館の図書館構想についてのイメージ図



資料編 西東京市図書館資料収集基準

平成 13 西生図第 108 号
(平成 13 年 5 月 25 日)

第 1 (資料収集基本方針)

図書館は、地域における生涯学習を推進する機関として、基本的人権の一つである「知る自由」を利用者に保証し、利用者の必要とする資料を収集する。

(1) 資料収集の自由

収集方針の内容は、「図書館の自由に関する宣言」に基づき次のとおりとする。

- (ア) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (イ) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (ウ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (エ) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾を恐れて自己規制したりはしない。
- (オ) 図書館の収集した資料が、どのような思想や主張をもつていようとも、それを図書館及び図書館員が支持するものではない。
- (カ) 寄贈された資料を蔵書とする場合も同様である。

(2) 蔵書構成の基本的考え方

資料の収集においては、資料自体の価値および地域住民の要望に基づき、図書館員が組織的に協議・会議などをもって、図書館全体の機能、各館の役割を考慮し、責任をもって主体的に判断する。

図書館の蔵書構成は、地域住民の共同の本棚および書斎であると考え、市民の要求に即したものとし、次の通りとする。

(ア) 最新情報

常に時事情報に目を向け、最新の情報を盛り込んだ資料の収集に努める。

(イ) 市民要求と利用

新鮮で魅力ある書架構成を維持するものとし、つねに資料の利用状況を把握し、市民の要求をふまえて、多くの市民の利用が予測されるものを積極的かつ網羅的に収集するとともに、市民の知的好奇心を刺激し、新たな世界がひろがるような蔵書構成とする。

(ウ) 各館の独自性

図書館は、各館の規模、機能、役割に応じて収集するとともに、図書館全体の蔵書構成を考慮するものとする。

第 2 (資料別、対象別収集方針)

図書館は、資料の種類別、利用対象者別に以下のとおりに収集するものとする。

(1) 図書資料

(ア) 一般図書

利用者の文化・教養の向上、調査・研究、趣味レクリエーション等に役立つ資料を各分野にわたり、体系的に、幅広く収集する。

(イ) 児童図書

未来ある子どもたちに読書の喜び、物事を調べることの楽しさを知ってもらえるように、また、知識・感性・情緒の育成を促し、様々な興味に応えられる資料を収集する。

(ウ) ヤングアダルト資料

ヤングアダルト世代の対象を13歳～18歳とし、青春期特有のテーマ（友情・恋愛・自立・職業・生き方など）を扱った、読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集する。その際、ヤングアダルト世代の要求を考慮し、かつ、その資料の質にも留意した収集に努める。

(エ) レファレンス資料

通常の読書とは異なる参考調査を目的として編集された辞書・事典・年鑑などの資料や二次資料を収集する。その際には、利用者の求める情報が検索しやすく、より正確で信頼性の高い情報が得られる資料を収集する。

(2) 地域資料

市民の「自分が居住する地域」についての様々な調査・研究・学習の要求に対して、図書館が資料をもって応えることは重要な責務の一つである。

西東京市に関する資料については、それらを西東京市以外の機関に委ねることはできないことからも、印刷物を中心に可能な限り収集する。

また、隣接する行政自治体の資料及び東京都の資料も収集する。

(3) 逐次刊行物

新聞・雑誌などの逐次刊行物は、内容の速報性を重視し、市民の趣味趣向や流行に留意し、生活に密着した情報から学術調査・研究に役立つものまで提供できるよう、各分野において幅広く収集する。また、地域社会の国際化に対応するため、外国語の逐次刊行物についても留意する。

(4) 視聴覚資料

利用者に対する幅広い資料提供の一環として、視聴覚資料を提供する。図書資料等、紙のメディアだけではその分野を知る上で充分ではないと考えられるもの、表現方法において、視聴覚資料の方が優れていると考えるものを収集する。

資料の形態については、社会に広く受入れられているものを対象として収集する。その際には、著作権法に十分注意する。

(5) ハンディキャップサービス資料

主に、視覚に障害のある利用者の幅広い要求に応えるために、一般の書籍・雑誌など墨字資料に代わり、直接、知識・情報を得ることができ、読書を楽しむことのできる形態の資料を収集する。また、これらは出版点数がごくわずかであることから、自館作成にも努める。

(6) 非核・平和に関する資料

非核・平和に関する資料を積極的に収集する。原爆関係の資料は、「原爆小文庫」に別置し収集するものとする。

(ア) 特殊コレクション「原爆小文庫」

1976年、下保谷図書館開館当時、市内在住の評論家故長岡弘芳氏の寄託資料を基に特殊コレクションとして「原爆小文庫」を設けた。原爆関係の文献収集に傾倒し、それらを「まちの図書館」で気軽に多くの人に読んでもらいたい」という氏の意向を受け、広島・長崎を中心に原爆関係の資料を形態にとらわれることなく幅広く収集する。

付則 この基準は平成13年6月15日から適用する。

付則 この基準は平成31年1月31日から適用する。

資料編 西東京市図書館計画策定懇談会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市図書館計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため設置する、西東京市図書館計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

第3 構成

懇談会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 西東京市図書館協議会委員 4人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 西東京市社会教育委員及び西東京市公民館運営審議会委員 2人以内
- (5) 西東京市図書館の職員 3人以内

2 委員の任期は、第2に規定する所掌事項についての検討の結果を教育長に提言する日までとする。

第4 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求める、説明又は意見を聞くことができる。

第6 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 懇談会の会議の傍聴者は、5人以内とする。ただし、座長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第7 謝金

第3第1項第1号から第4号までに規定する委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第8 庶務

懇談会の庶務は、教育部図書館において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

資料編 西東京市図書館計画策定懇談会委員名簿

区分	氏名
学識経験者	こにし かずのぶ 小西 和信
	いしい まさみ 石井 正己
西東京市図書館協議会委員	しま ひろし 島 弘
	すずき あや 鈴木 綾
	やまべ まりこ 山辺 真理子
	はせがわ ゆきお 長谷川 幸男
	おおつか あきら 大塚 晃
公募による市民	おだ りゅういちろう 小田 龍一郎
	いじり ゆき 伊尻 由起
西東京市社会教育委員	えみ ギログリー 江美
西東京市公民館運営審議会委員	とくやま よしえ 徳山 好永
	しじょう おさむ 司城 修
西東京市図書館職員	

資料編 西東京市図書館計画策定懇談会会議開催状況

回数	開催日	議題・検討内容など
第1回	令和5年4月26日（水）	西東京市図書館の事業概要及び図書館事業評価など
第2回	5月24日（水）	これからの図書館の方向性について
第3回	6月21日（水）	これからの図書館の方向性について
第4回	7月12日（水）	これからの図書館の方向性について
第5回	8月9日（水）	これからの図書館の方向性について
第6回	9月13日（水）	これからの図書館の方向性について
第7回	10月18日（水）	「西東京市の新図書館構想（案）」について
第8回	11月8日（水）	図書館計画（素案）について
<パブリックコメント>		
第9回	令和6年2月○日（○）	図書館計画（素案）パブリックコメントの結果、図書館計画最終案のとりまとめ

令和5(2023)年3月17日

私たちの望む西東京市の図書館

西東京市図書館協議会

私たち西東京市図書館協議会は、「私たちの望む西東京市の図書館」をまとめました。これは次期の図書館計画の策定などに対し、基本的な考え方として提案するものです。

1 私たちは、知り、考え、判断し、成長するための図書館を望みます

- *図書館は情報やものの考え方を知るための大切な公共サービス機関
- *より深く、より本質を知るためにには、内容が正確な図書、雑誌、電子情報などが不可欠
- *図書館サービスを通して、社会の諸課題、行政の政策について学び、判断

西東京市図書館の基本理念は、「市民のひとりひとりが自ら学び、考え、成長し、決定し、自らの責任で行動するために必要とされる知識や情報を分け隔てなく市民すべてに提供する公共サービス機関として、時代に適合した品質の高いサービス提供に積極的に取り組み、成長する図書館であり続けます」と掲げています。

私たちも、図書館を知識や情報を得るための大切な公共サービス機関と位置づけています。多くの知識や情報は、市民が考え、判断するために必要不可欠なものだからです。現在、多くのメディアが大量の情報を流して（提供して）いますが、速報性はあるものの表面的で簡略にされたものばかりです。また、信憑性にも疑義のある情報も多く含まれています。もっと深く、より本質的に知るためにには、より内容が正確な図書、雑誌、電子情報などが必要です。

図書館サービスを通して、市民は、社会の諸課題、行政の政策について学び、判断することができるのです。私たちは職員の専門性を活かし、正確な情報、いろいろな考え方を提示してくれる図書館を望みます。

2 私たちは、だれでも利用できる図書館を望みます

- *いろいろな人たちのための図書館
- ・日本語を母語としない人たち
- ・身体的、または学習上の不自由さをもつ人たち
- ・国連が進める持続可能な開発目標(SDGs)に貢献

西東京市にはいろいろな人たちが生活しています。みな違った環境のなかで生まれ、育ち、暮らしています。身体的な不自由さや学習上の困難を抱える人、日本語理解が困難な

人、入院している人や外出困難な人、図書館から離れた場所で暮らす人など、図書館利用に不自由な人たちがより利用しやすい図書館を望みます。また、経済格差に苦しむ人たちの課題解決や、情報化が進む社会なかで情報格差を感じる市民への対策も図書館の大切な仕事です。

これらのことは、国連が進める持続可能な開発目標（SDGs）（すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築く）の17の目標と多くの点で一致します。私たちは、だれでもが利用できる図書館を望みます。

3 私たちは、一人ひとりを大切にする図書館を望みます

- *図書館のすべての資料・情報は、市民一人ひとりの財産
- *一人ひとりにその人が求める資料・情報を的確に提供
- *豊かなコレクションとそれに精通した専門的な職員の能力の向上

図書館は、世の中の様々な考え方—歴史的、文化的、地理的、政治的—に対して広い視野に立った資料・情報を提示し、自らの考えを持とうとする市民に扉を開けてください。

図書館のすべての資料・情報は、市民一人ひとりの財産です。一人ひとりにその人が求める資料・情報を的確に提供することを望みます。そのためには、豊かなコレクションとそれに精通した専門的な職員の能力が大切です。経験と知識の積み重ねをとおして職員の能力向上を図ってください。

4 私たちは、創造性を育てる図書館を望みます

- *蓄積されたコレクションは大きな刺激
- *創造性を育むためには、人との出会いも大切
- *ラーニングコモンズの考え方を導入した図書館

図書館が蓄積した資料や情報は、市民の理性や感性に刺激を与え、想像力・創造力を、そして共に生きる力を目覚めさせてくれます。新しい目覚めには、コレクションとの出会いばかりでなく人との出会いも大切です。西東京市の前身の一つ、旧田無市図書館の利用案内には、「図書館は広場 おしゃべりが生まれます 新しいことをする力がめをさします」と記されていました。西東京市の図書館でも、資料・情報を提供するというサービスに加えて、図書館を利用するだれもが集い、学び合えるラーニングコモンズ（大学図書館発祥の声出しのできる支援員のいる学修空間）や、市民がものづくりなどを行う場（メーカー・スペース）の設置も大切になると考えます。こうした広場となるような図書館を望みます。

5 私たちは、新しい世界への旅立ちを応援してくれる図書館を望みます

- *乳幼児から中高生世代が本に親しむ
- *児童書の知識を豊富に持った児童図書館員
- *子どもたちとの距離を近くし、一人ひとりの子どもと向かい合い、その子に合った適書
- *子どもの生活にも配慮したサービスを展開

*子どもの居場所(サードプレイス)としての図書館

図書館は、乳幼児から中高生世代が本に親しみ、読書習慣を身につけるための場であると考えます。乳幼児向けおはなし会、児童向けおはなし会などに限らず、様々な行事を行い、子どもたちの新しい世界への旅立ちを応援してください。そこには科学、工学など理科系の分野の行事も大切です。また、図書館員は、児童書の知識を豊富に持つとともに、子どもたちとの距離を近くし、一人ひとりの子どもと向かい合い、その子に合った適書を届ける役割をもつと考えます。

今、子どもたちは、いじめ、虐待、発達障害、不登校、相対的貧困、家族の介護など、多くの課題を背負っています。それら子どもを取りまく課題解決にも図書館が果たす役割は大きいと考えます。

また、子どもたちは、家庭でも学校でもないサードプレイスとしての居場所が必要です。図書館はだれでも個人で利用できる機関であり、図書館員は子どもたちの良き相談者になることを望みます。

西東京市では「子どもど真ん中」という政策目標があります。西東京市の図書館は田無市、保谷市の時代から子どもへのサービスを大切にしてきました。子どもたちの意見を聞きながらより充実した子どもへの図書館サービスを望みます。

西東京市では、以前から子ども文庫活動、子どもの本の勉強会、おはなしサークルなどの市民による活動が盛んです。それらの市民団体とも手をつなぎ、子どもの読書がより豊かなものになるように願っています。

6 私たちは、市民や地域の課題解決につながる図書館サービスの充実を望みます

*課題解決のための資料・情報提供

*課題解決のための事業

西東京市の図書館では、法律情報やビジネス支援、高齢者支援、若者支援、健康・医療、多文化などのコーナーを設置しています。それらの資料・情報は地域課題の解決に貢献しています。コーナーの設置にとどまらず、課題解決のための講演会、相談会などの事業も広げてください。今後、西東京市ではさらにいろいろな課題が提示されることでしょう。新たな課題に対しても図書館は市民個人だけでなく、団体、企業、行政機関などの要望を把握した上でサービスを展開してください。

7 私たちは、多様なコミュニティを支援する図書館を望みます

*民族、国籍、言語の違いなど多様な人たちや、LGBTQ の人たちの集まりへのサービス

西東京市には民族、国籍、言語の違う人たちや、LGBTQ の人たちなど、多様な人々が共に生活しています。一人ひとりに対して、また、そのコミュニティに対して、資料提供を通したサービスや集いの場の確保などを望みます。このような多様性を包摂することができるの図書館であると考えます。また、その活動を進める上では、他の市民団体や関係機関との連携・協力も積極的に行ってください。

8 私たちは、あらゆる世代のニーズに沿った図書館を望みます

- *図書館は家族一人ひとりでも楽しめる場であり、団らんの場
- *学校の宿題や自由研究へのサポート
- *自由に気軽に利用できる学習スペース
- *高齢者が居心地よい空間を

図書館は乳幼児から高齢者までがともに利用できる公共施設です。家族で来館し、それがお気に入りの棚に向かう姿も見られます。図書館は家族の一人ひとりでも楽しめる場であり、団らんの場もあります。子どもの学校の宿題や長期休みの自由研究のヒントがほしい人には図書館は頼りになります。様々な事情で家庭内に学習の場がない子どもたちには図書館は安全で安心な学習スペースとなります。

図書館は高齢者にとっても、ある時は新しい知識を求めるために、ある時はゆっくりと読書の時間を楽しむために大切な施設です。大活字本などの高齢者でも読みやすい資料や、机や椅子、そして高齢者に優しい空間が必要です。図書館は、こうしたあらゆる世代のニーズに寄り添い支援してください。家族が楽しむ場と静かな読書や学習・研究に取り組む場は、お互いが干渉し合わないようなゾーニングが必要です。あらゆる世代が一緒に居ることができる優しい図書館が望れます。

9 私たちは、市民の情報活用能力の向上に貢献することを望みます

- *最新の情報機器の整備
- *市民の情報活用能力の向上
- *図書館の上手な利用方法

今、ICT（情報通信技術）が急速に進んでいます。図書館はICTを活用するために最新の情報機器を整備し、広く市民が利用できる態勢を確保することが望まれています。

それとともに、大切なのは市民の情報活用能力（情報リテラシー）、デジタルシチズンシップを高めることです。そのためには、講座の開催や、日常のレファレンスなどの場でも図書館で契約しているオンラインデータベースの紹介や利用方法、国立国会図書館デジタルコレクションなど様々な機関が作成したデジタルアーカイブの紹介などを行ってください。

10 私たちは、図書館が心の安らぎの場であることを望みます

- *一人で本と対話しながら深い考えに導き入れる雰囲気をもつ図書館

個人でだれもが利用できる図書館は、一人で本と対話しながら深い考えに導き入れる雰囲気をもつ場であってほしいと考えます。ここでは、静けさと、窓から見える景観が大切になります。そのようなスペースがある図書館を望みます。公的な場で心の安らぎが得られるることは市民にとっても大切な居場所となり、魅力ある街のポイントとなるでしょう。

また、現在、様々なストレスから多くの人がメンタルヘルス上の問題を抱えるようになっています。図書館はそれらを癒し、安らぎを与える場であって欲しいと思います。

11 私たちは、平和で安全な街を考える資料の充実した図書館を望みます

- *正確な資料・情報提供
- *多様な考え方の提示
- *コーナーの充実

私たちの街西東京市は、昭和 19 (1944) 年から数回にわたる空襲を受けてきました。なかでも昭和 20 (1945) 年 4 月 12 日の空襲では、100 人以上の犠牲者を出しました。市では 4 月 12 日を「西東京市平和の日」と定めています。平和で安全な街を考えるためには、広く、国内外の情勢にも目を向けなければなりません。図書館は正確な資料・情報を提供することに努めるとともに、多様な考え方があることを知らせることが大切であると思います。

旧田無市図書館の時代には、前記の事実を後世に伝えるために市民の協力のもと「戦争を伝える」事業（田無市公民館共催）を開催した歴史があります。一方旧保谷市図書館では「原爆小文庫」を開設し、関連資料の収集・保存・公開に努めてきました。現在はひばりが丘図書館に引き継がれています。

これらの活動を受け、「原爆小文庫」を核として発展的に「平和で安全な街」を考えるコーナーに拡張することも大切な視点だと思います。

12 私たちは、過去を保存し未来に伝える図書館を望みます

- *市の歴史、文化を後世に伝えていくことは、地域の図書館の最も重要な責務
- *文字情報だけでなく、画像、映像、音声など多様な種類で保存することが大切
- *市民や郷土資料室、公文書管理部門との連携・協力を進め、デジタルアーカイブを構築
- *地域に関わる専門家が発信する場の構築

市の歴史、文化を後世に伝えていくことは、地域の図書館の最も重要な責務です。過去の歴史・文化は、未来を考えるために最も大切な資料となります。紙媒体、デジタル媒体などそれぞれの長所を活かすこと、文字情報だけでなく、画像、映像、音声など多様な種類で保存することが大切です。資料の発掘や再編集を含めて、地域資料の充実を望みます。また、郷土資料室、公文書管理部門との連携・協力を進め、デジタルアーカイブを構築することが今後、求められてくると思います。加えて、西東京市の地域に関わる専門家が発信する場の構築も期待されています。

13 私たちは、市民のために主体性を持った図書館運営を望みます

- *市民参加と市民参画による運営
- *図書館の役割の大切さ

図書館運営は市民との相互関係で作り上げるものだと私たちは考えています。現在、市民は、子どもの読書の推進や宅配、ハンディキャップサービスなど地域の読書環境の充実に積極的に参加しています。また、市民は計画策定などにも参画しています。私たちはこのことを大変評価しています。是非とも市民参加と市民参画を継続し、より発展されるこ

とを望みます。

図書館は、図書館の権限のなかで主体的に資料を収集すること、そして収集した資料を市民に提供すること、私たちの利用記録を外部に漏らさないことや、資料の収集・提供などで外部からの圧力があった時は、公益社団法人日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」を参考に図書館の役割を説明してください。

私たち西東京市図書館協議会は、これから図書館に大きな期待を持っています。その期待を「私たちの望む西東京市の図書館」としてまとめました。私たちは令和4年度の第2回臨時会から5回にわたる議論とメールでの意見交換を続けてまいりました。これからの西東京市の図書館をイメージするために、私たちは、アメリカ図書館協会が作成した「アメリカ社会に役立つ図書館の十二条」の日本語訳『図書館のめざすもの 新版』(日本図書館協会 2014年)を参考とし、私たちが図書館をどう考えるかとの視点で議論を続けました。また、「ユネスコ公共図書館宣言 2022」も参考にさせて頂きました。

具体的というよりは、図書館のあるべき方向を示すことが目的でした。「私たちの望む西東京市の図書館」が十全に機能するためには、図書館ネットワークの構築が不可欠です。特に中央図書館構想に私たちは大きな期待を持っています。この考え方を多くの市民の方々と共有し、次期の図書館計画や市の各種行政計画を策定するときの参考にして頂けるようお願いいたします。

西東京市図書館協議会委員

区分	氏名	備考
学校教育の関係者	野崎 信行	保谷小学校長
	東山 信彦	田無第三中学校長
社会教育の関係者	緒方 朋佳	市民公募
	柴田 一哉	市民公募
	長谷川 幸男	わかば文庫主宰
	山辺 真理子	NPO 法人西東京市多文化共生センター (NIMIC)
家庭教育の関係者	鈴木 綾	民生委員・児童委員（主任児童委員）
学識経験のある者	福士 輝美	武蔵野大学特任教授
	上田 直人	東洋大学非常勤講師 二松学舎大学非常勤講師
	島 弘	元福生市立図書館長 日本大学非常勤講師

資料編 西東京市図書館のあゆみ

西東京市図書館は、「西東京市」（合併：平成 13 年 1 月 21 日）が誕生する前の旧田無市と旧保谷市との時代から、それぞれの旧両市にて、次の表のとおり図書館を開設、運営してきました。

年	月	内容
1969 年(昭和 44 年)	10 月	【田】田無市民福祉会館開館 図書室開室
1972 年(昭和 47 年)	—	【保】公民館図書室による「ほうやこども文庫」誕生(公民館運営・市内 10ヶ所)
1973 年(昭和 48 年)	11 月	【田】田無市図書館建設諮問委員会「田無市図書館建設に関する答申」
1973 年(昭和 48 年)	6 月	【保】「保谷の図書館を考える会」発足
1974 年(昭和 49 年)	3 月	【田】中央図書館開設準備室設置
1974 年(昭和 49 年)	—	【保】「図書館の基本的な考え方」策定
1975 年(昭和 50 年)	—	【保】図書館準備室設置
1975 年(昭和 50 年)	8 月	【田】田無市立中央図書館開館
1975 年(昭和 50 年)	12 月	【田】田無市立図書館協議会設置
1976 年(昭和 51 年)	4 月	【保】住吉公民館図書室が図書館住吉分室となる
1976 年(昭和 51 年)	6 月	【保】保谷市下保谷図書館開館
1976 年(昭和 51 年)	10 月	【保】特殊コレクション「原爆小文庫」開設
1977 年(昭和 52 年)	11 月	【保】図書館新町分室開室
1978 年(昭和 53 年)	5 月	【保】図書館中町児童館分室開室
1979 年(昭和 54 年)	2 月	【保】図書館ひばりが丘北児童館分室開室
1982 年(昭和 57 年)	4 月	【田】芝久保図書館開館
1982 年(昭和 57 年)	8 月	【保】図書館ひばりが丘分室開室
1983 年(昭和 58 年)	3 月	【保】柳沢駅前公民館図書館建設検討委員会発足
1983 年(昭和 58 年)	4 月	【保】保谷市図書館協議会設置
1984 年(昭和 59 年)	10 月	【田】谷戸図書館開館
1987 年(昭和 62 年)	4 月	【保】柳沢図書館開館
1987 年(昭和 62 年)	3 月	【保】中町児童館分室、ひばりが丘北児童館分室閉室
1991 年(平成 3 年)	10 月	多摩北部都市広域行政圏(多摩六都)内図書館の相互利用開始
1994 年(平成 6 年)	1 月	【保】住吉分室、ひばりが丘分室閉室
1994 年(平成 6 年)	6 月	【保】ひばりが丘図書館開館 【保】特殊コレクション「原爆小文庫」をひばりが丘図書館に移設
1994 年(平成 6 年)	7 月	五市協議会圏域内図書館の相互利用開始
1997 年(平成 9 年)	6 月	田無・保谷共通貸出カード発行開始
1997 年(平成 9 年)	8 月	【田】中央図書館郷土・行政資料室開室
1999 年(平成 11 年)	10 月	田無市・保谷市合併法定協議会発足
2001 年(平成 13 年)	1 月	田無市・保谷市合併

旧田無市と旧保谷市との合併後は、西東京市図書館として、次の表のとおり図書館を開設、運営してきました。

年	月	内容
2008年(平成20年)	5月	下保谷図書館閉室
2008年(平成20年)	6月	保谷駅前図書館開室
2011年(平成23年)	7月	東伏見ふれあいプラザ図書サービス開始
2015年(平成27年)	9月	新町分室閉室
2015年(平成27年)	10月	新町福祉会館図書サービス開始
2021年(令和3年)	4月～	中央図書館耐震補強等改修工事に伴う休館(1年間)
2022年(令和4年)	4月	中央図書館再開

1950年(昭和25年)4月30日に公布された図書館法により、公立図書館の機能、サービスの理念が規定されましたが、公立図書館の設置は、戦後復興期を経て昭和50年代から昭和60年代にかけて、全国で多くの図書館が市民に身近な地域に開設されてきました。

全国の公共図書館は、図書館法における「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」の趣旨に則り、図書館奉仕としてのサービスを充実させ、日本における各時代の社会経済情勢に寄り添いながら、全国の各地域において、なくてはならない情報拠点となっています。

資料編 図書館利用に関するアンケート自由意見

「第3章 利用登録・アンケートにおける現状について」の「2 利用者アンケートにおける図書館への評価と新たな課題」において、15歳以上の方、小学生、中学生の自由意見を紹介します。

＜資料に関する要望・意見＞

【15歳以上の方】

- ・本の充実（最新情報への更新、既存本の買替、専門書等の充実）
- ・専門書・全集の充実（個人では手のできない高価な本）
- ・電子書籍への取り組み強化
- ・雑誌の充実
- ・外国語の本（洋書）の充実
- ・視聴覚資料（CD、DVD）の充実

【中学生】

- ・本（新刊本を含む）を増やす・ジャンルを増やす・人気の本（賞を取った）を増やす、人気のある本を2冊など
- ※特定のジャンル（例えば、ライトノベル）の充実も含む
- ・漫画（アニメ小説を含む）

【小学生】

- ・漫画・アニメの本をおいてほしい（具体的なタイトル指定を含む）
- ・本の種類・冊数を増やしてほしい（具体的な分類等のジャンル指定無し）
- ・新しい本を早く入れて（リクエスト対応を含む）
- ・面白い本を入れてほしい（具体的なジャンル等指定無し）
- ・小説（エッセイ・推理・恋愛・外国もの・人気作家など具体的なジャンルの指定を含む）、文庫（特定の文庫名指定含む）を増やしてほしい
- ・生き物（虫・どうぶつ・ペット等の図鑑も含む）、スポーツ（サッカー・バスケットボール・野球など）、なぞなぞ・遊び・ゲーム・マジック（特定の内容を含む）、歴史・伝記・社会、科学（実験・医学・病気を含む）、コンピュータ・プログラミング（スクラッチ、マインクラフト等含む）、妖怪・おばけ・恐怖ジャンル、料理・裁縫・手芸など様々な分野の本をおいてほしい
- ・絵本・紙芝居（特定のタイトルを含む）

＜サービスに関する要望・意見＞

【15歳以上の方】

- ・借りた本の履歴機能（読書記録手帳）
- ・本の郵送貸出（有料でも可）
- ・隣接市在住者へのリクエスト権付与
- ・市民優先予約
- ・職員のお薦め本コーナー

【中学生】

- ・イベントに合わせて（クリスマス、ハロウィン、入学式とか）おすすめの本のジャンルをシーズン中だけ変えてみるとか、そのイベントに合った飾り付けをするとか、イベント当日だけ、そのイベントに合ったしおりとかを配る
- ・もっと中学生や高校生が小さい子に読み聞かせをするなどの交流が増えると西東京市の市民の仲が深まると思うし評判が良くなると思う
- ・幼稚園生や小学校低学年の人と本を通じて交流を深められるような環境があれば行つ

てみたい

- ・子供図書館員を、もっと年に何回も開催してほしい
- ・特典などのサービス（お得なサービス、50冊借りたら何かがもらえる、図書館に来たらポイントカードのようなものがもらえて本を借りるとポイントが貯まり、貯まると商品がもらえる）がある
- ・紙芝居などをやつたらいいと思う
- ・図書館についてわかりやすく行事ではなす
- ・本のポップアップを増やし、本のポップを館内に貼り付ける
- ・おすすめの本をポスターなど提示し「その本を読んでみたいな」と思ってもらえるようにする
- ・目がひかれるようなポスターを本の種類ごと作り、その本のコーナーの前に置く・図書館司書さんがおすすめの本とかこんな人におすすめとかどんな本を読みたいかわからなくなったりしたときにポップを増やしてほしい
- ・いろいろな・中学生向きおすすめ本コーナー、本の紹介

【小学生】

- ・おすすめコーナー設置（冊子等を含む）
- ・本の場所案内・調べものの相談

＜施設的な要望・意見＞

【15歳以上の方】

- ・自習・学習室、閲覧席の拡充
- ・開館時間の拡大
- ・カフェ（飲食可）の併設など、憩いや学びの居場所としての機能
- ・CD、DVDの視聴環境
- ・インターネット席の充実（印刷ができる機能付）
- ・託児、授乳室の設置

【中学生】

- ・学習室・コーナー（勉強・自習できるコーナー等を含む）
- ・少し通路を広くする・読むスペースなどを広くする
- ・図書館数を増やす、徒歩、自転車で行ける範囲の近くに図書館があると良い

【小学生】

- ・閲覧スペースを広くしてほしい（机・椅子の設置を含む）
- ・分かりやすい配架（案内表示含む）
- ・学習室（コーナー・スペース含む）
- ・遊び場・個人スペースなど多様な空間
- ・児童コーナーの拡充（書架の高さを低くしてほしい・広げるなど）
- ・居場所（安心でき、楽しい場所・飲食可能に）
- ・図書館の数、近くに図書館をつくってほしい

＜思いや願いなどの意見・要望＞

【15歳以上の方】

- ・現状のサービスに満足している
- ・本の充実が優先され、蔵書量が多く、閲覧できるスペースがある滞在型の図書館を望む
- ・イベント等に経費をかけるのではなく、新刊本などの本の充実にあててほしい
- ・読書会、オンライン参加を含む講演会の開催

【中学生】

- ・色々な人が楽しめる本、きれいでいろいろな本がたくさんある
- ・誰でもたくさん本に触れ合うための機会がある
- ・みんなが使いやすく楽しめる場所
- ・子供でも行きやすい雰囲気になってほしい
- ・若者からお年寄りまでみんなが気軽に行ける
- ・デザインを良くして
- ・緑地化・居心地のいい場所
- ・気軽に入れ安らぐ
- ・思わず来たくなる
- ・静か過ぎなくてもうちょっと派手
- ・広くて使いやすい
- ・夏では涼しく冬では暖かい

【小学生】

- ・イベントを増やしてほしい（具体的な行事名無し）
- ・読み聞かせ・おはなし会
- ・一日図書館員
- ・好きな本アンケートをとってほしい
- ・武蔵野プレイスみたいな大きい図書館を作ってほしい
- ・

資料編 図書館の設置及び運営上の望ましい基準
(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)から抜粋(第二 公共図書館)

文部科学省生涯学習政策局長通知
「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に關し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会（法第八条に規定する特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館にあっては、当該市町村の長。以下同じ。）は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレンタルサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセス

できる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共に多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び待遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

西東京市図書館計画（令和 6 年度～令和 10 年度）

令和 6 年 3 月

発行 西東京市教育委員会

編集 西東京市教育委員会 教育部図書館

住所 〒188-0012 西東京市南町五丁目 6 番 11 号

電話 042-465-0823

Fax 042-463-9150

URL <https://www.library.city.nishitokyo.lg.jp>